

みやこ町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

2024年1月

福岡県みやこ町

はじめに

近年、世界規模で猛暑や台風、豪雨被害など地球温暖化が要因とみられる大規模災害が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年のパリ協定を契機として温室効果ガスの排出削減に向けた取組が世界中で加速し、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。



それを受け、本町では2021年12月、将来にわたって町民が豊かな自然の中で健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐために、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現をめざすことを宣言しました。また、2023年12月には、持続的で良好な生態系の中で安心して暮らせる社会の実現を目指す「ワンヘルス推進宣言」をし、町の基本目標である「自然と共生し、快適で住みよいまちづくり」の達成に向けてより具体的な取り組みをすすめてまいります。

以上のことをふまえて、このたび「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて「みやこ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。

本計画の推進には、お一人おひとりが地球温暖化問題を自分事と捉え、具体的な行動に移すことが欠かせません。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年1月

みやこ町長 内田 直志

目 次

第1章 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化対策をめぐる国内外の状況.....	1
(2) みやこ町をとりまく地球温暖化の状況.....	9
第2章 みやこ町の特徴	13
第3章 計画の基本的事項	16
(1) 計画の目的.....	16
(2) 計画の位置づけ.....	18
(3) 計画期間及び目標年度.....	19
(4) 対象区域.....	19
(5) 対象とする温室効果ガス.....	19
第4章 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	20
(1) 現況推計（2013～2020年度）	20
(2) 将来推計（2030年度、2050年度）	24
(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル.....	26
第5章 めざす将来像	27
(1) めざす将来像.....	27
(2) 将来ビジョン.....	27
第6章 計画の目標	28
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標.....	28
(2) 目標達成にむけた部門別削減率の目安.....	29
第7章 温室効果ガス排出削減に関する施策【緩和策】	31
(1) 施策の体系.....	31
(2) 取組内容.....	32
第8章 気候変動影響に適応するための施策【適応策】	45
(1) 基本的な考え方.....	45
(2) 主な気候変動影響及び取組内容.....	46
第9章 計画の推進	51
(1) 計画の推進体制.....	51
(2) 計画の進捗管理.....	52
(3) 計画の見直し.....	52

資料編	53
(1) 温室効果ガス排出量・吸収量の推計方法.....	53
(2) 計画策定の経緯.....	59
(3) みやこ町環境保全条例.....	60
(4) みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和 及び適正な管理に関する条例.....	62

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化対策をめぐる国内外の状況

地球温暖化により、日本でも台風や洪水などの気象災害やこれまでにない大雨や厳しい暑さといった異常気象が増加しています。また、干ばつが起きて農作物が取れなくなるなど、世界中の自然や暮らしに様々な影響が発生するともいわれています。

地球温暖化を防ぐことは、日本だけではなく世界中が取り組まなければならない問題となっています。

1) 国際的な動向

● IPCC 報告書

気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) は 1988 年に設立され、各国政府から推薦された研究者が最新の研究結果をもとに、「①自然科学的根拠、②影響・適応・脆弱性、③気候変動の緩和」の3つの報告書と統合報告書を数年ごとに発表しています。

2013年 / 第5次評価報告書

→ 「人間の影響が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い (95%以上)」

2018年 / 1.5°C特別報告書

→ 「産業革命前と比べて 2017 年の時点で約 1.0°C 上昇したと推定され、このペースで気温上昇が続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5°C に達する可能性が高い」

2021年 / 第6次評価報告書

→ 「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」という確信度を引き上げた表現

2023年 / 第6次評価報告書 統合報告書

→ 「この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」

気候変動とは

気候変動には、自然的な要因と人為的な要因の2つがあります。

自然的な要因の例として、海水温度が平年より高い状態が 1 年程度続く“エルニーニョ現象”、反対に平年より低い状態が続く“ラニーニャ現象”があります。

人為的な要因として、地球温暖化の問題があります。2021 年の IPCC 第 6 次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と、地球温暖化が人為的な要因であることを多くの研究者が認めています。

● パリ協定

パリ協定とは、2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

パリ協定では、2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の「2℃目標（努力目標 1.5℃以内）」が掲げられています。

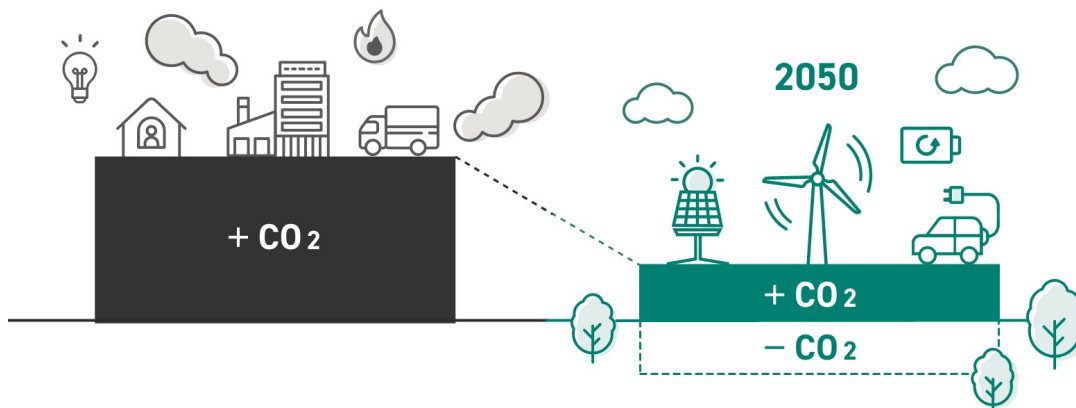
- 「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が世界共通の長期目標として掲げられている。
- 「今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡 (=カーボンニュートラル) を達成するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界全体の目標として掲げられている。

実現に向けて

- ・ 120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げている。
- ・ 日本においても2020年10月に、政府が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言。

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることです。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減や森林などの吸収源の保全・強化を行う必要があります。



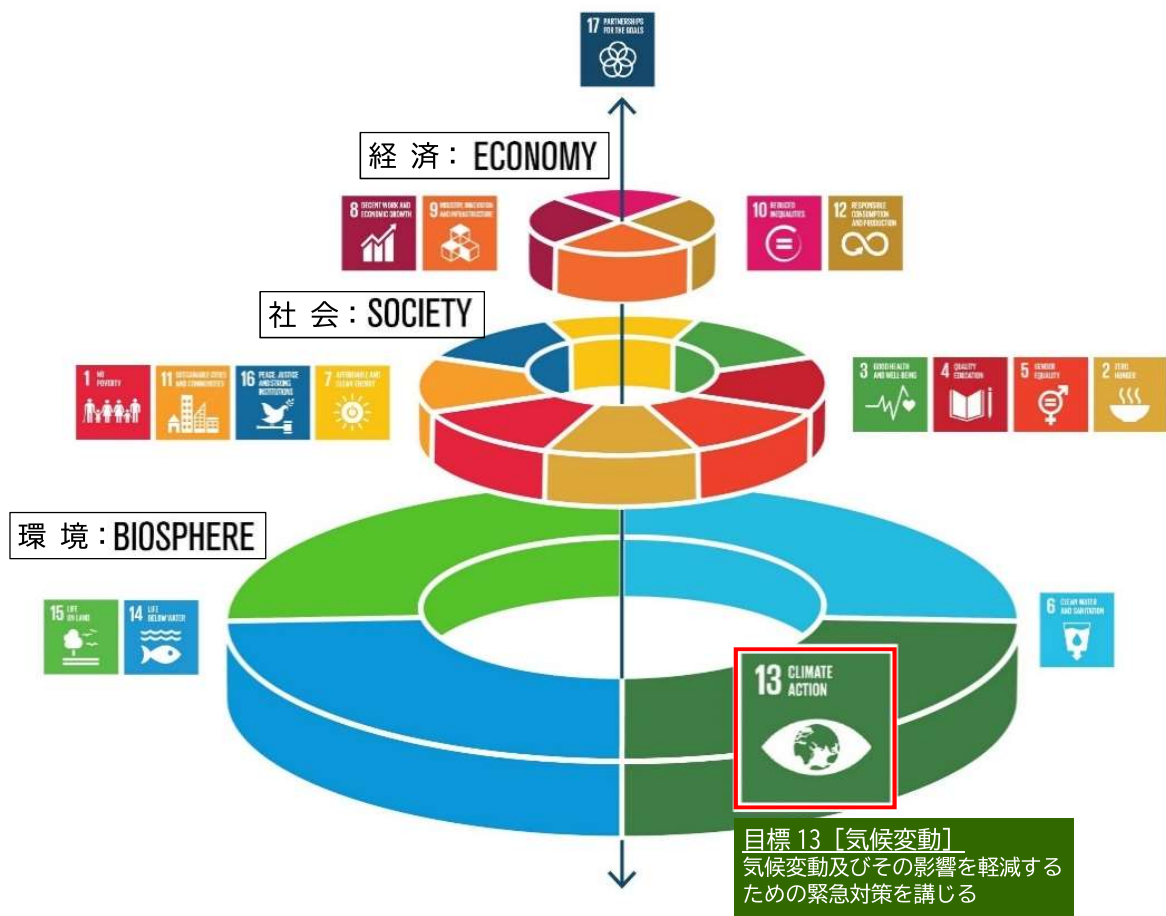
[資料：環境省]

図 1 カーボンニュートラルのイメージ図

● SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、“誰一人取り残さない” 持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。これらの目標の相互関係を示すものとして SDGs ウェディングケーキモデルがあり、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられて成り立つという考え方が示されています。これをみると、気候変動対策 (目標 13) は、「経済・社会」の基盤と考えられていることが分かります。



[資料: Stockholm Resilience Centre (一部翻訳等を追記)]

図 2 SDGs ウェディングケーキモデル

2) 国内の動向

● 「緩和」と「適応」

我が国における地球温暖化対策として「緩和」と「適応」という2つの考え方があります。

「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすことです。

「適応」は、すでに生じている、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減することです。

すでに起きている気候変動の影響や将来予測される影響から人々の暮らしや健康を守るためには、この「緩和」と「適応」の両輪で取り組んでいくことが重要です。



[資料：【上】気候変動適応情報プラットフォーム、【下】新たな成長のための環境行政（環境省）]

図 3 緩和と適応

● 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

2021年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法）の一部を改正する法律が公布され、2022年4月に施行されました。

この改正では、2020年10月に宣言した「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として法に位置づけられています。これにより、国の政策の継続性が高まり、国民や自治体、事業者などはより確信を持って地球温暖化対策の取組を加速できるようになりました。

● 地球温暖化対策計画

2021年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この計画は、温対法に基づく政府の総合計画であり、2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向けて5年ぶりに計画が改定されました。

我が国の中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-	

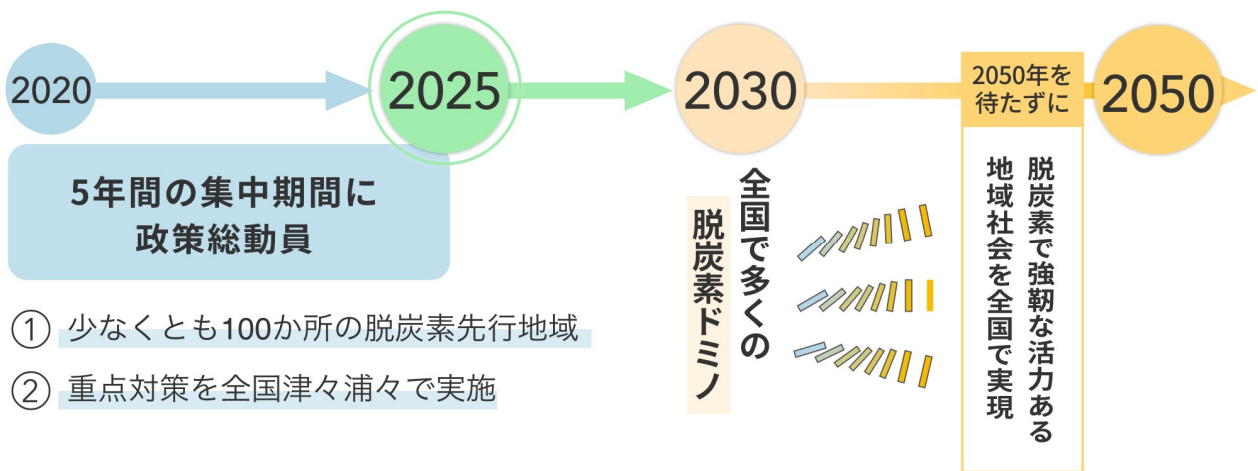
[資料：地球温暖化対策計画の改定について（環境省）]

図 4 地球温暖化対策計画における温室効果ガスの削減目標

● 地域脱炭素ロードマップ

「2050年カーボンニュートラル」や「2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）」などの目標を達成するために、2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程や具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」が2021年6月に策定されました。

地域脱炭素ロードマップは、脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略です。自治体・地域企業・住民など地域の関係者が主役となり、今ある技術を使って再エネ等の地域資源を最大限活用することで実現できます。また、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地域創生に貢献するものです。



[資料：環境省]

図 5 地域脱炭素ロードマップ（イメージ）

● 地域脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、地域の再生可能エネルギーを最大限に活用して、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門等その他の温室効果ガス排出削減についても国の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

2022年4月には、北九州都市圏域の18市町*の提案内容が、環境省から「脱炭素先行地域」に選定されました。

北九州都市圏域18市町における主な取組は図6（赤枠）に示すとおりです。



[資料：脱炭素先行地域提案概要（北九州市）をもとに作成]

図6 脱炭素先行地域提案概要（北九州都市圏域18市町）

*北九州都市圏域18市町：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

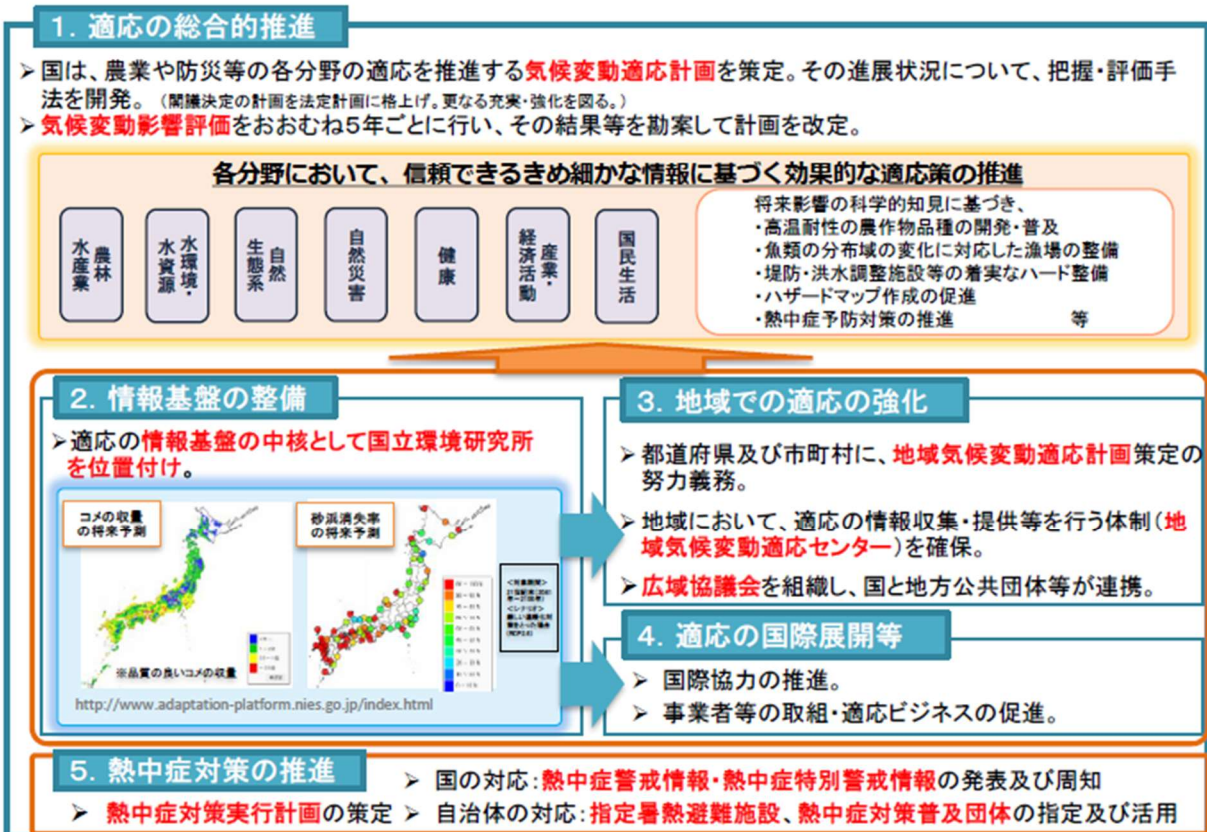
● 気候変動適応法

気候変動への適応を推進することを目的として、2018年6月に気候変動適応法が公布され、2023年4月には気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、法の一部が改正されました。

気候変動適応法では、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国や地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

気候変動適応法の概要

平成30年6月制定
令和5年4月改正（熱中症対策の追加）



[資料：環境省]

図 7 気候変動適応法の概要

(2) みやこ町をとりまく地球温暖化の状況

梅雨前線や台風などの影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった「平成 30 年 7 月豪雨」では、みやこ町でも合併後初となる避難勧告を発令しました。また、町内では土砂崩れや道路の陥没などの様々な被害が発生しました。



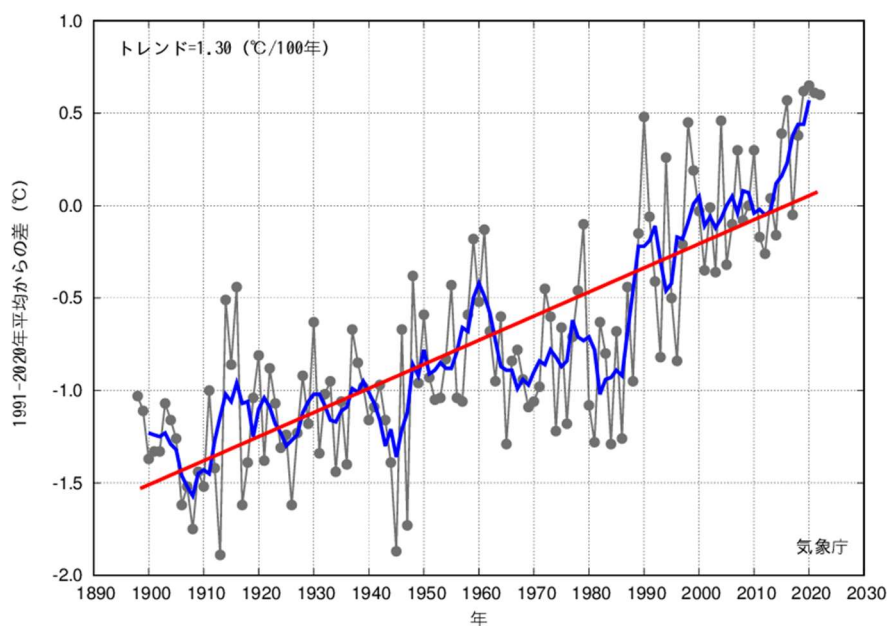
[資料：広報みやこ]

写真 1 【左】鏡畑区（土砂崩れ）、【右】上伊良原（道路の陥没）

1) 気温の変化傾向

● 日本の年平均気温

気象庁の資料によると、日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり約 1.30℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
直線（赤）：長期的な変化傾向

太線（青）：偏差の 5 年移動平均
基準値：1991～2020 年の 30 年平均値

[資料：気象庁ウェブサイト]

図 8 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2022 年）

● みやこ町周辺の年平均気温

みやこ町に気象観測所はありませんが、最寄りの気象観測所として、行橋地域気象観測所と添田地域気象観測所があります。

2つの気象観測所の年平均気温の長期的変化傾向をみると、1981年から2022年までの間に行橋地域気象観測所では約1.6°C上昇、添田地域気象観測所では約1.0°C上昇しています。

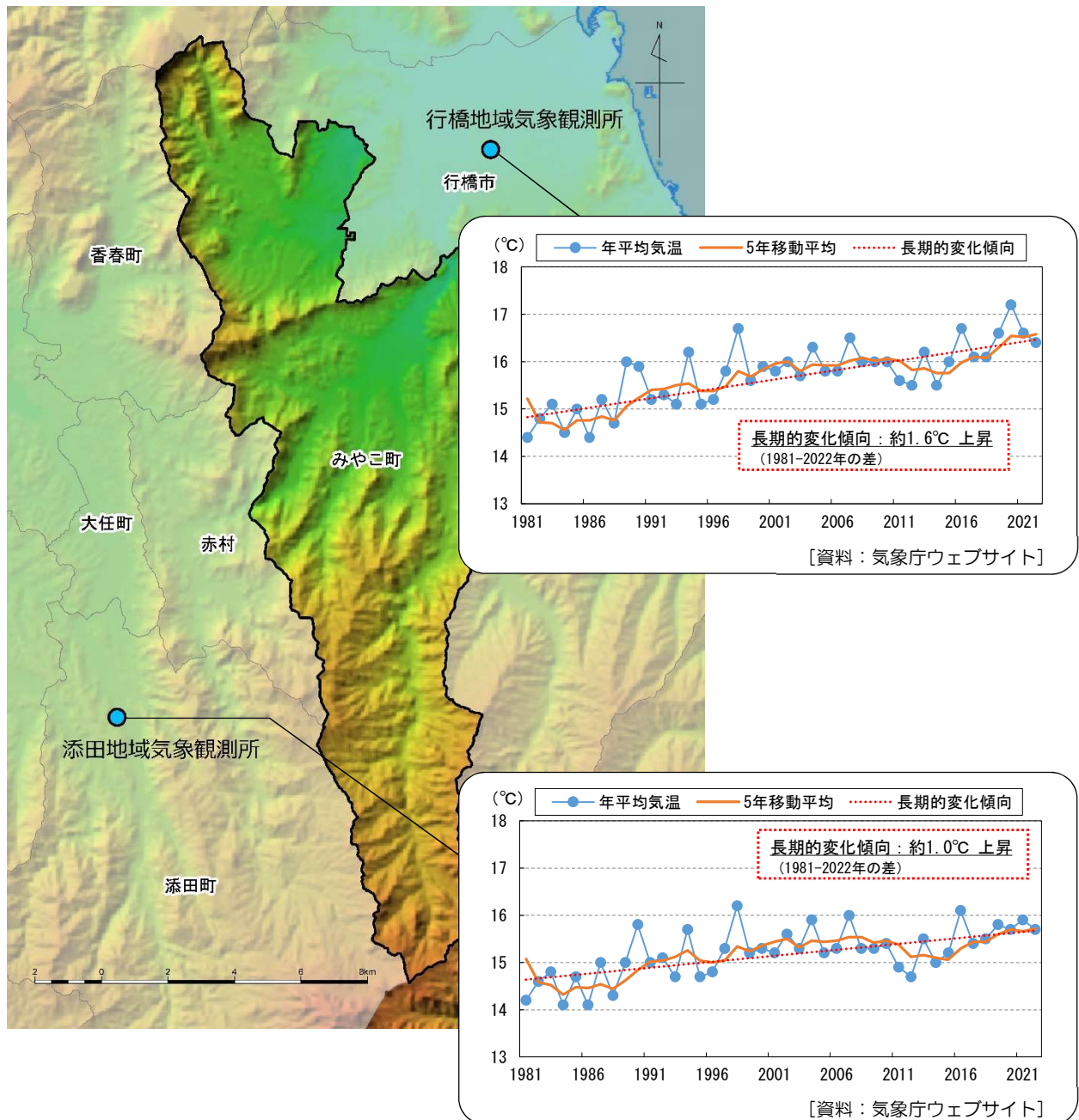


図 9 年平均気温の長期的変化傾向
(行橋地域気象観測所、添田地域気象観測所)

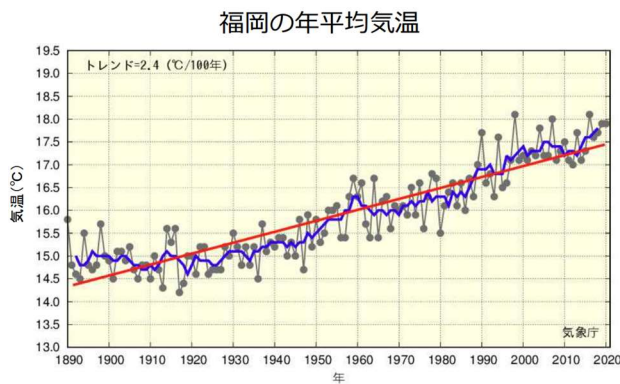
2) 将来の気候変動予測

福岡管区気象台では、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（AR5）」で用いられた以下の2つのシナリオに基づき将来予測が行われています。

2°C上昇シナリオ (RCP 2.6)	21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 2°C 上昇。パリ協定の2°C目標が達成された世界。
4°C上昇シナリオ (RCP 3.5)	21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約 4°C 上昇。追加的な緩和策を取らなかった世界。

● 気温の上昇

福岡の年平均気温は100年あたり**2.4°C**上昇しており、将来はさらなる上昇が予測されています。



黒線：年平均気温
青線：気温の5年移動平均
赤線：この期間の長期変化傾向
※地球温暖化に加え都市化や自然変動も含む

2°C上昇シナリオ
福岡県の年平均気温は

1.3°C 上昇

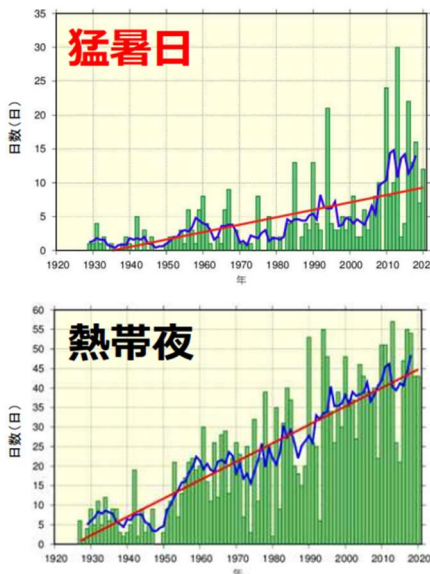
4°C上昇シナリオ
福岡県の年平均気温は

4.1°C 上昇

※20世紀末（1980-1999年）と21世紀末（2076-2095年）の比較

● 猛暑日・熱帯夜の増加

福岡の猛暑日は10年あたり約1日増加、熱帯夜は10年あたり約5日増加しており、将来はさらなる増加が予測されています。



緑棒：各年の猛暑日・熱帯夜の年間日数
青線：猛暑日・熱帯夜の年間日数の5年移動平均
赤線：この期間の長期変化傾向

2°C上昇シナリオ
福岡県では

猛暑日は**約7日**増加
熱帯夜は**約21日**増加

4°C上昇シナリオ
福岡県では

猛暑日は**約35日**増加
熱帯夜は**約64日**増加

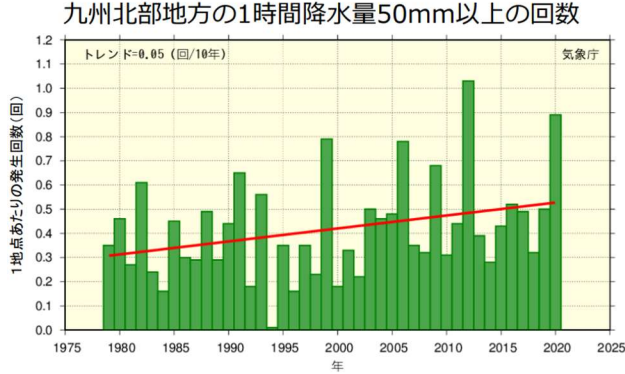
※20世紀末（1980-1999年）と21世紀末（2076-2095年）の比較

[資料：福岡県の気候変動（福岡管区気象台）]

図 10 福岡県の気候変動の状況と将来予測（1/2）

● 大雨の増加

福岡県を含む九州北部地方の短時間強雨の回数は 40 年間で約 1.5 倍となり、雨の降らない日も増加し、雨の降り方が極端になり災害リスクが高まると考えられています。



緑棒：各年の1時間降水量50mm以上の回数
赤線：この期間の長期変化傾向

2°C上昇シナリオ

福岡県を含む九州北部地方の短時間強雨の回数は

約 1.3 倍 に

4°C上昇シナリオ

福岡県を含む九州北部地方の短時間強雨の回数は

約 1.9 倍 に

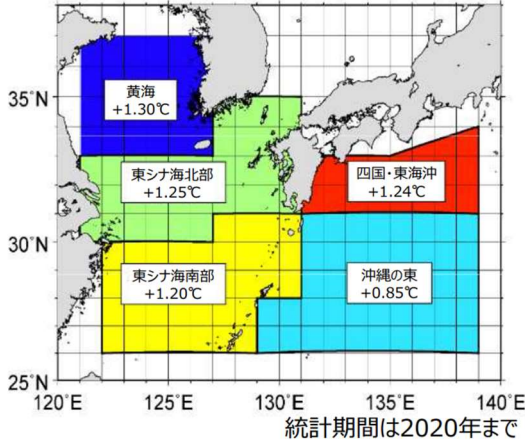
※20世紀末（1980-1999年）と21世紀末（2076-2095年）の比較

● 海水温の上昇

九州周辺の年平均海面水温は 100 年あたり 0.85~1.30°C 上昇^{*}しています。

100年あたりの海面水温上昇率

※世界平均の2倍以上の割合で上昇



2°C上昇シナリオ

東シナ海北部は

1.22°C 上昇

4°C上昇シナリオ

東シナ海北部は

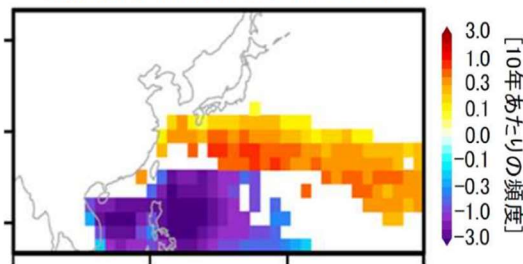
3.54°C 上昇

※20世紀末（1980-1999年）と21世紀末（2076-2095年）の比較

● 台風の強度

日本付近の台風の強度は強まると予測されています。

猛烈な台風が存在する頻度の変化



平成29年10月26日 気象研究所・気象業務支援センター報道発表資料より

4°C上昇シナリオ

日本の南海上で
猛烈な台風^{*}の存在頻度が
増加する予測

※気象庁の定義では、最大風速 54m/s 以上を指す。
ただし、この研究では最大風速 59m/s を対象としている。

※1979~2010年と21世紀末の比較

[資料：福岡県の気候変動（福岡管区気象台）]

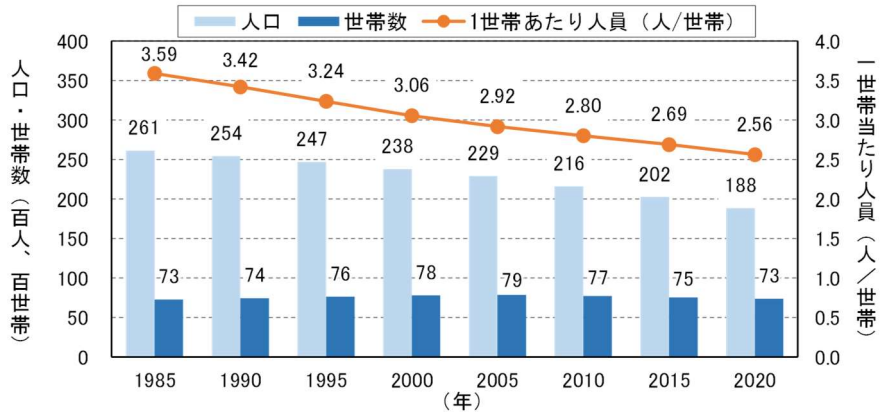
図 10 福岡県の気候変動の状況と将来予測（2/2）

第2章 みやこ町の特徴

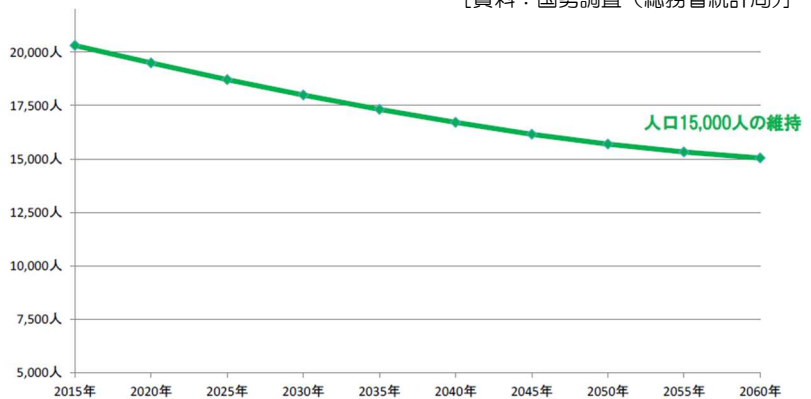
● 人口

本町の人口は近年減少傾向にあり、2020年の人口は約18,800人となっています。この傾向が今後も継続すると、2060年には9,057人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所 推計準拠）。

本町では、出生率の上昇対策等の自然増減や社会増減対策に総力を上げて取り組むことで、2060年に人口15,000人を維持・確保することを目指しています。



[資料：国勢調査（総務省統計局）]



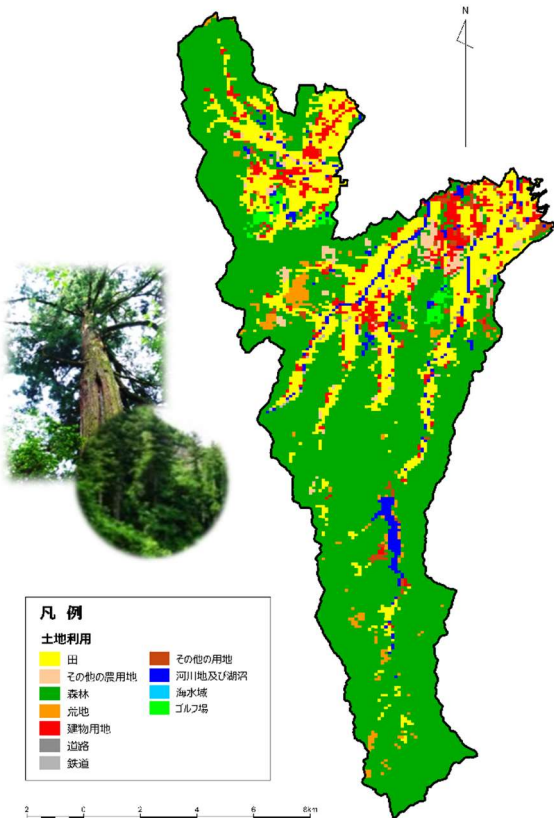
[資料：みやこ町人口ビジョン]

図11 【上】みやこ町の人口と世帯数の推移

【下】みやこ町の人口の将来展望

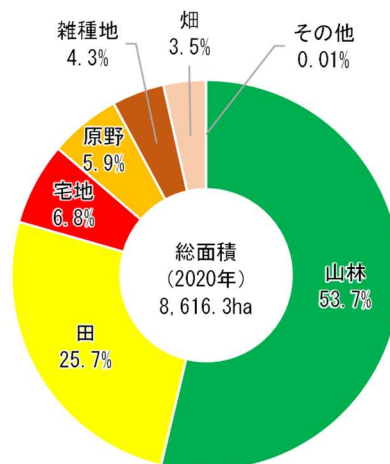
● 土地利用

本町では町全体の約54%を山林が占めており、二酸化炭素の吸収源である森林（山林）が多く分布しています。



[資料：国土交通省 国土数値情報をもとに作成]

図12 土地利用現況図（2021年度）



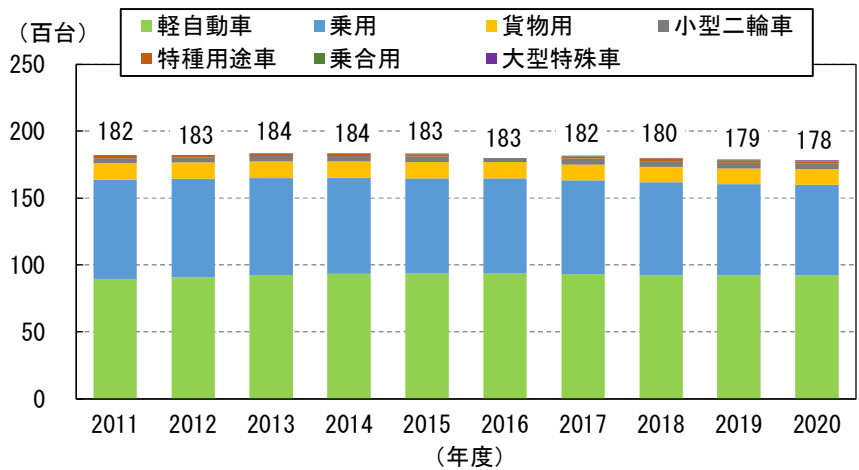
[資料：令和2年福岡県統計年鑑]

図13 地目別面積

● 自動車

本町の自動車の保有台数は、2020年度において約17,800台であり、2011年度から2020年度にかけて概ね横ばいで推移しています。

人口が減少傾向にある中、温室効果ガスの排出源となる自動車が減っていないことは、課題といえます。



[資料：福岡県統計年鑑]

図 14 年度別自動車保有台数

● 公共交通

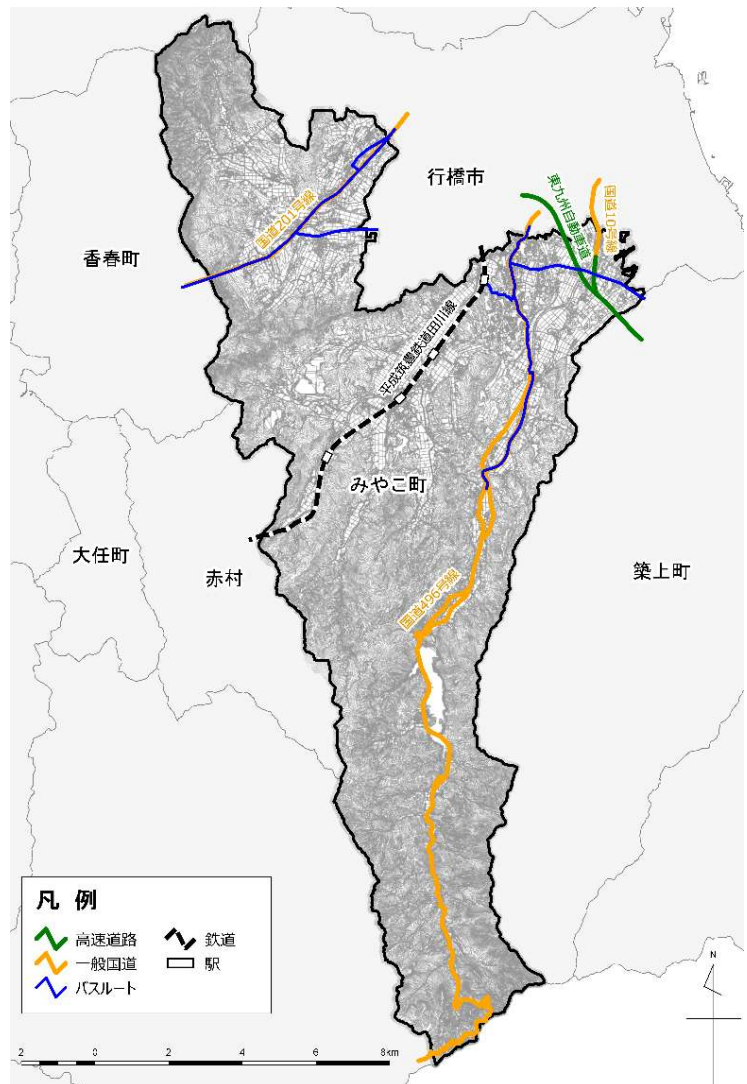
本町の公共交通は、豊津地域から犀川地域に位置する鉄道(平成筑豊鉄道)及び国道 496 号と国道 201 号を主なルートとする路線バス(太陽交通バス)により構成されています。

また、町内全地域で利用可能な「あいのりタクシー」を導入しています。



[資料：第3次みやこ町総合計画]

写真 2 あいのりタクシー

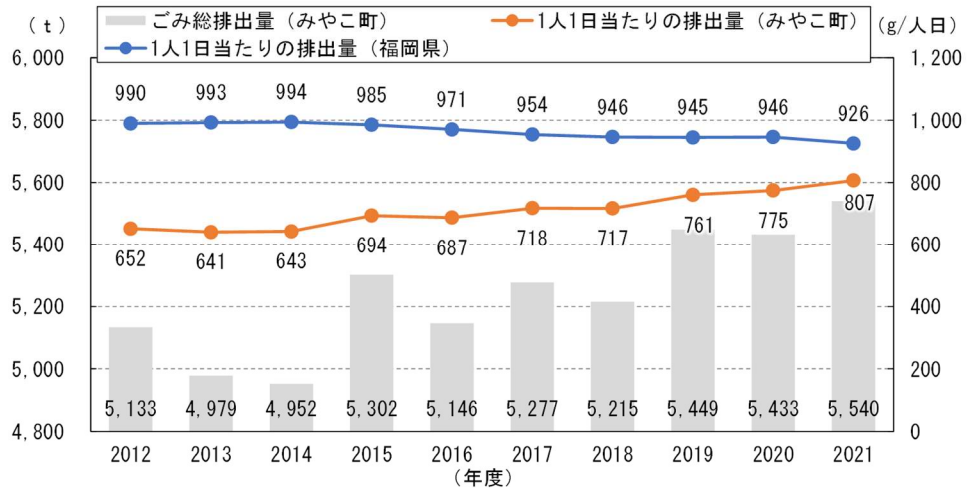


[資料：国土交通省 国土数値情報をもとに作成]

図 15 みやこ町の公共交通機関

● ごみ

本町の2021年度のごみ総排出量は5,540tです。1人1日当たりのごみ排出量は、年々増加傾向にあります。温室効果ガスを削減するためには、ごみの排出量を減らすことも重要です。



[資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）]

図 16 ごみ総排出量と1人1日当たりの排出量の推移

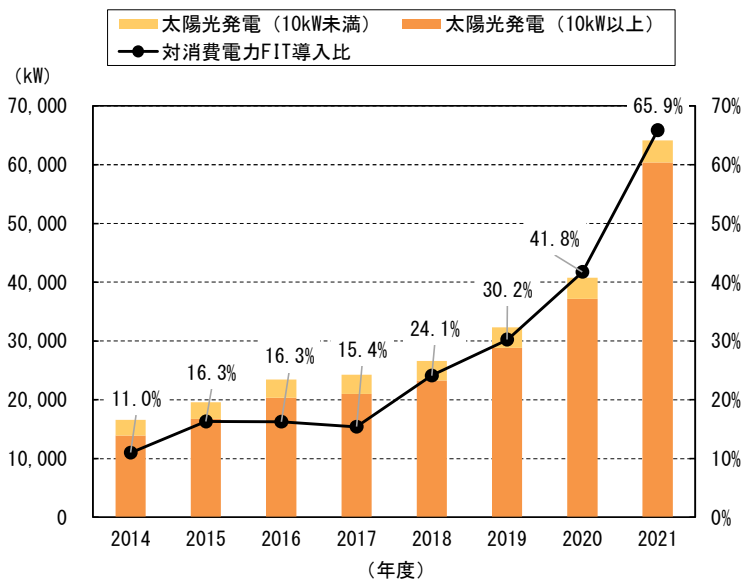
● 再生可能エネルギー

本町では太陽光発電の導入が進んでいます。特に、2020年度から2021年度にかけては大規模太陽光発電（メガソーラー）が設置されたことにより、導入容量が大きく増加しています。



[資料：（一財）九州環境管理協会 撮影]

写真 3 みやこ町の太陽光発電所



[資料：自治体排出量カルテ（環境省）]

図 17 みやこ町内のFIT制度による再生可能エネルギーの導入状況

第3章 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

みやこ町では、将来にわたって町民が豊かな自然の中で、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐために、積極的に取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

さらに、2022年4月にはみやこ町を含む18の市町で構成する連携中枢都市圏である北九州都市圏域が「脱炭素先行地域」として国から選定されています。

これを踏まえて本計画は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、町民・事業者・町が一丸となって地球温暖化対策を進めることを目的とします。

みやこ町ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

近年、世界規模で猛暑や台風、豪雨被害など地球温暖化が要因とみられる大規模災害が多発しており、気候変動の影響により、「気候危機」と言うべき深刻な状況にあります。

我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。

その後、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇幅を1.5度に抑えるためには、2050年までに、CO₂(二酸化炭素)の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

みやこ町では、将来にわたって町民が豊かな自然の中で、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐために、積極的に取り組みを推進し、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

令和3年12月6日

みやこ町長 井上幸春



[資料：みやこ町ウェブサイト]

図 18 みやこ町ゼロカーボンシティ宣言

(2) 計画の位置づけ

「みやこ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、温対法第21条第4項に基づく法定計画であり、みやこ町総合計画等の関連計画と連携を図りつつ、みやこ町の特성에 応じて町民・事業者・団体等と協力し、地球温暖化対策に取り組むための計画です。

また、本計画は気候変動適応法に基づく地域適応計画に位置づけることとします。

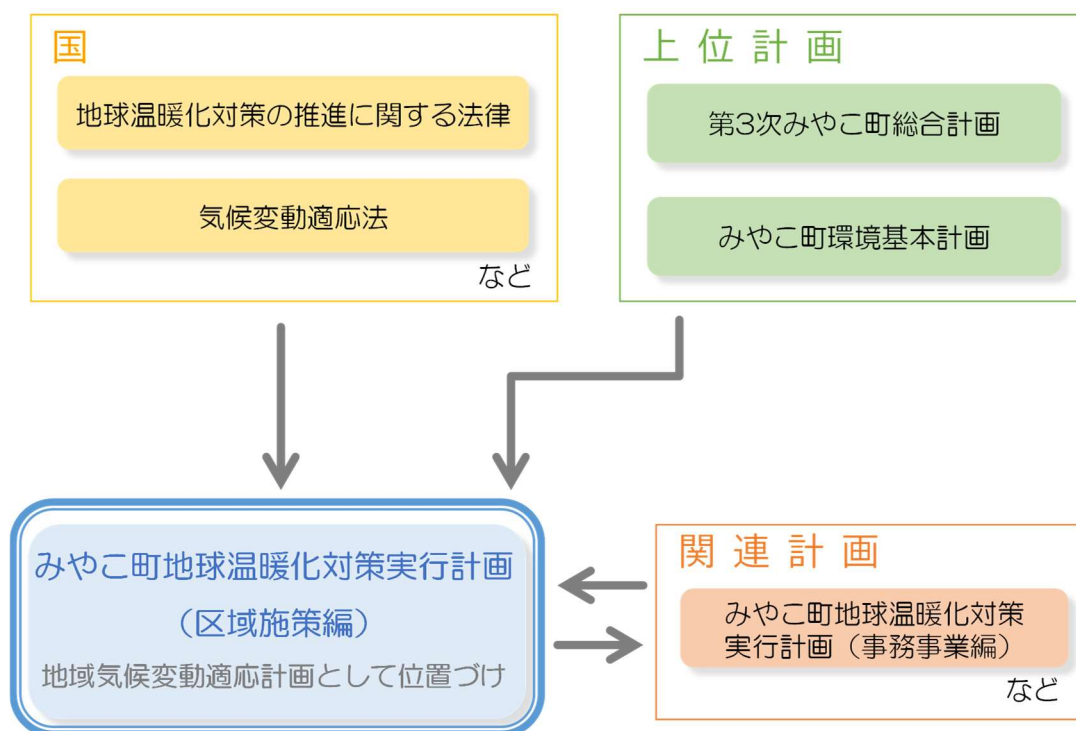


図 19 計画の位置づけ

(3) 計画期間及び目標年度

本計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。

また、国の地球温暖化対策計画に準じて、計画の基準年度を2013年度、計画の目標年度を2030年度とします。そして、ゼロカーボンシティの実現を見据えて、長期目標年度を2050年度とします。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 対象区域

計画の対象区域は、みやこ町全域とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、国の温対法で定められた7種類のガス(表1)とします。

なお、町内の社会・経済活動の状況を踏まえ、温室効果ガス排出量の算定・管理対象は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

表1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの名称		特徴	用途・排出される場所
CO ₂	二酸化炭素	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼等
CH ₄	メタン	天然ガスの主成分	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立等
N ₂ O	一酸化二窒素	安定した窒素酸化物、人体にとって無害	燃料の燃焼 工業プロセス等
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類	オゾン層を破壊しない安定したフロン	冷媒、化学物質の製造プロセス等
PFCs	パーフルオロカーボン類		半導体の製造プロセス等
SF ₆	六フッ化硫黄	絶縁性が高い	電気の絶縁体など
NF ₃	三フッ化窒素	助燃性がある、人体にとって有害	半導体の製造プロセス等

[資料：全国地球温暖化防止活動推進センター]

第4章 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

(1) 現況推計 (2013～2020 年度)

1) 温室効果ガス排出量・吸収量の概況

本町の温室効果ガス排出量は、基準年度である 2013 年度から 2020 年度まで緩やかな減少傾向にあります。

2020 年度の温室効果ガス排出量は、約 111 千 t-CO₂ であり、2013 年度と比べると約 35% 減少しています。

森林等による二酸化炭素吸収量は、年間約 37 千 t-CO₂ であり、その量は温室効果ガス排出量の約 34% (2020 年度時点) に相当します。

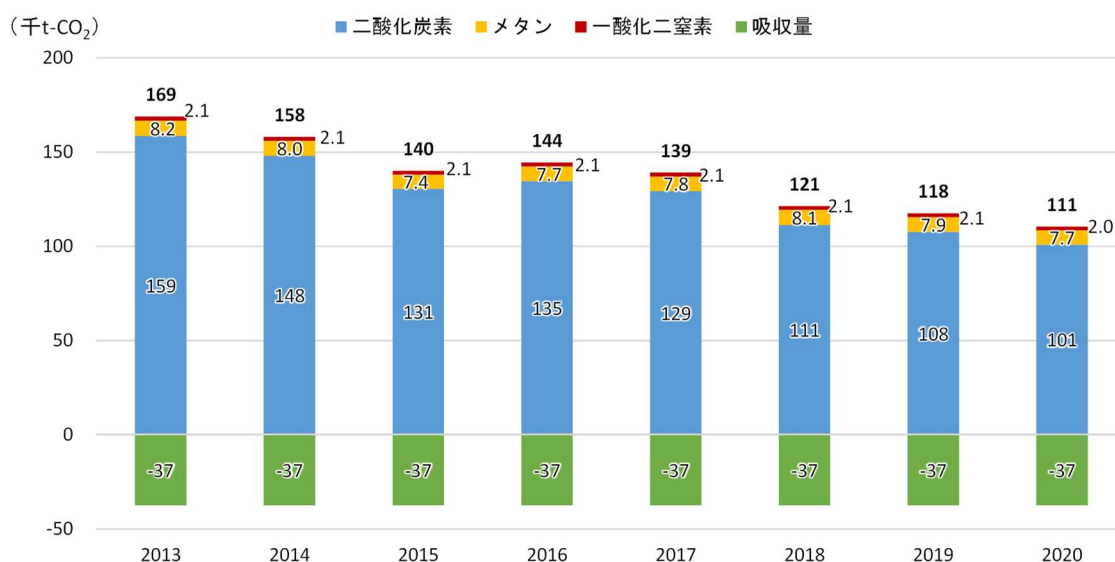


図 20 温室効果ガス排出量と二酸化炭素吸収量の推移

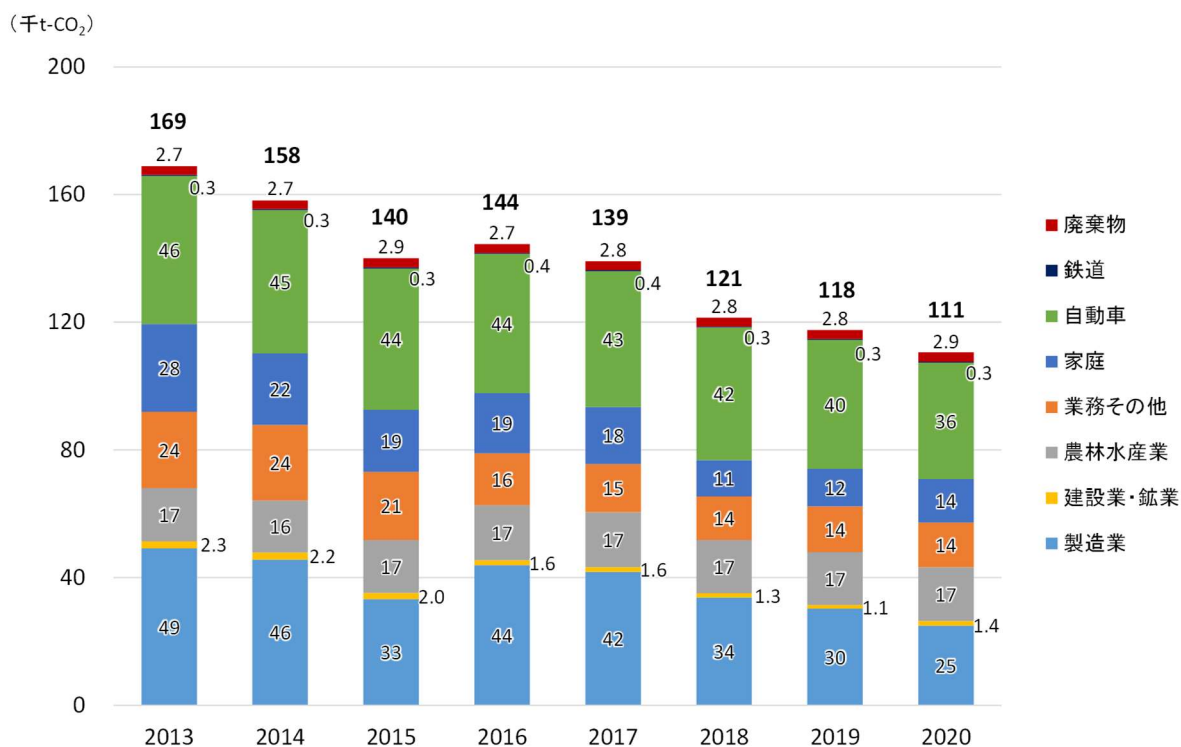
表 2 温室効果ガス排出量 (2013 年度、2020 年度)

区分	温室効果ガス排出量・吸収量 (千 t-CO ₂)		2013 年度からの増減率
	2013 年度 (割合)	2020 年度 (割合)	
二酸化炭素	159 (93.9%)	101 (91.2%)	-36.4%
メタン	8.2 (4.8%)	7.7 (7.0%)	-6.0%
一酸化二窒素	2.1 (1.3%)	2.0 (1.8%)	-6.5%
総排出量	169 (100.0%)	111 (100.0%)	-34.5%
森林等による吸収量	-37 (—)	-37 (—)	—

※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

2) 部門別温室効果ガス排出量

本町の温室効果ガス排出量を部門別にみると、家庭部門、業務その他部門、産業部門（製造業）、運輸部門（自動車）は、エネルギー消費量の減少及び電力の二酸化炭素排出係数の低減効果等により減少傾向で推移しています。



※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 21 部門別の温室効果ガス排出量の推移

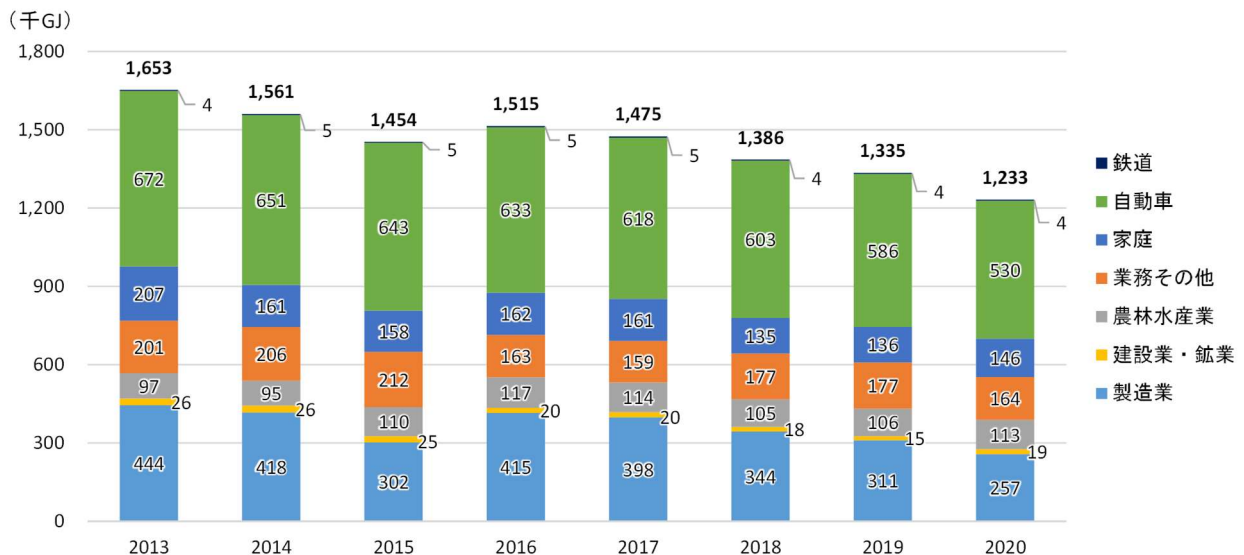
表 3 部門別の温室効果ガス排出量（2013 年度、2020 年度）

部門	区分	温室効果ガス排出量（千 t-CO ₂ ）		2013 年度からの増減率
		2013 年度（割合）	2020 年度（割合）	
産業部門		68 (40.3%)	43 (39.1%)	-36.5%
	製造業	49 (29.1%)	25 (22.6%)	-49.2%
	建設業・鉱業	2.3 (1.3%)	1.4 (1.3%)	-36.8%
	農林水産業	17 (9.9%)	17 (15.3%)	1.2%
業務その他部門		24 (14.1%)	14 (12.7%)	-41.3%
家庭部門		28 (16.3%)	14 (12.3%)	-50.5%
運輸部門		47 (27.7%)	37 (33.3%)	-21.4%
	自動車	46 (27.5%)	36 (33.0%)	-21.5%
	鉄道	0.3 (0.2%)	0.3 (0.3%)	-0.7%
廃棄物部門		2.7 (1.6%)	2.9 (2.6%)	8.0%
合計		169 (100.0%)	111 (100.0%)	-34.5%

※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

3) 部門別エネルギー消費量

本町のエネルギー消費量の経年変化をみると、2013年度から2020年度まで緩やかな減少傾向にあります。部門別にみると、建設業・鉱業及び農林水産業は概ね横ばいで推移しており、その他の部門は減少傾向にあります。



※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 22 部門別のエネルギー消費量の推移

表 4 部門別のエネルギー消費量 (2013年度、2020年度)

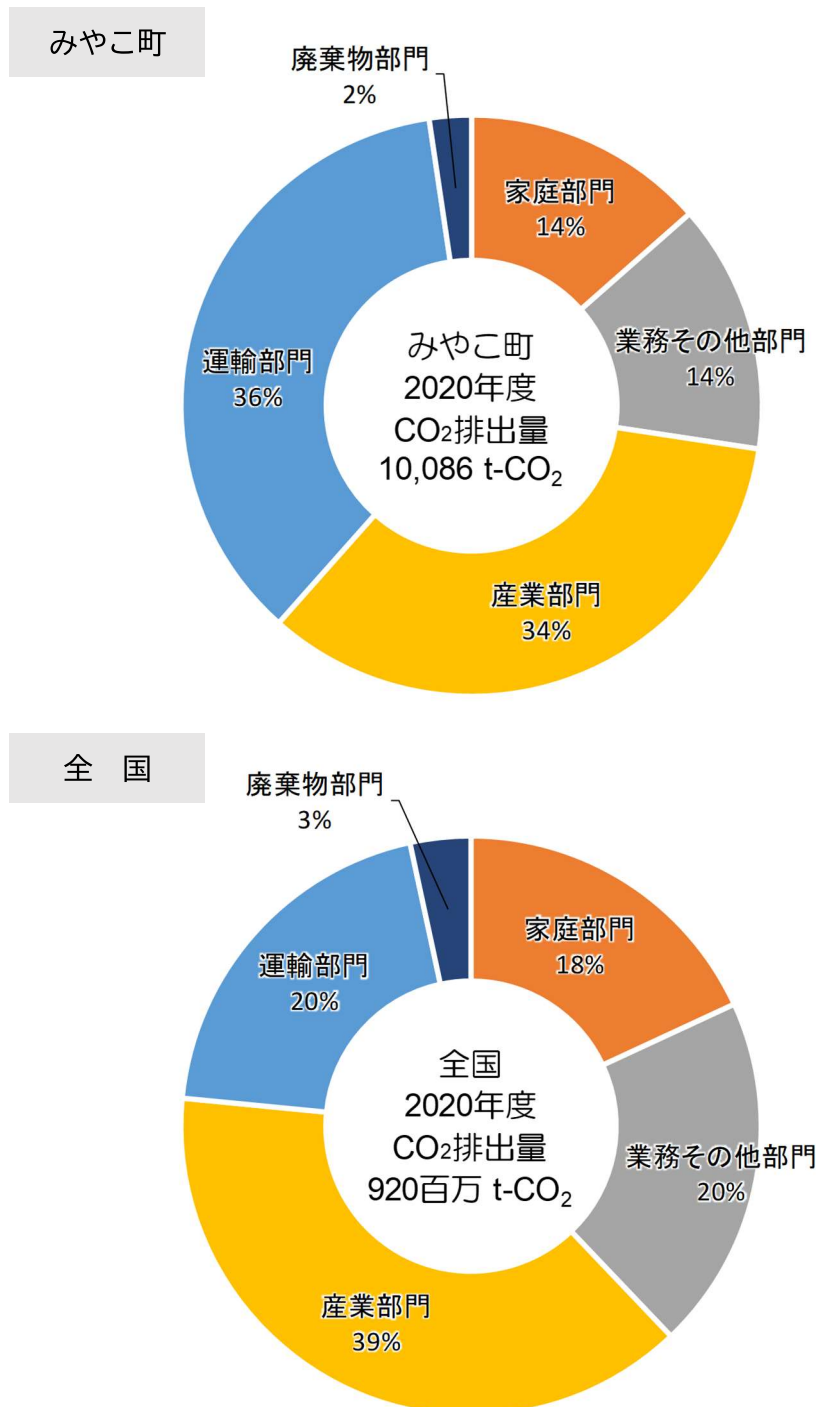
部門	区分	エネルギー消費量 (GJ)		2013年度からの増減率
		2013年度 (割合)	2020年度 (割合)	
産業部門		567,439 (34.3%)	388,608 (31.5%)	-31.5%
	製造業	444,278 (26.9%)	256,843 (20.8%)	-42.2%
	建設業・鉱業	26,130 (1.6%)	19,133 (1.6%)	-26.8%
	農林水産業	97,031 (5.9%)	112,633 (9.1%)	+16.1%
業務その他部門		201,477 (12.2%)	164,395 (13.3%)	-18.4%
家庭部門		207,444 (12.5%)	146,091 (11.8%)	-29.6%
運輸部門		676,841 (40.9%)	533,945 (43.3%)	-21.1%
	自動車	672,427 (40.7%)	529,563 (42.9%)	-21.2%
	鉄道	4,414 (0.3%)	4,382 (0.4%)	-0.7%
合計		1,653,202 (100.0%)	1,233,039 (100.0%)	-25.4%

※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

4) 二酸化炭素排出量の部門別割合

二酸化炭素排出量の部門別割合を全国と比較した結果を図 23 に示します。

本町は全国と比べて産業部門の割合が小さく、運輸部門の割合が大きくなっています。



※全国の割合は、みやこ町に関連しないエネルギー転換部門、工業プロセス部門、その他を除いて集計しています。

図 23 二酸化炭素排出量の部門別割合 (2020 年度)

(2) 将来推計 (2030 年度、2050 年度)

町域における温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の「現状すう勢ケース(BAU ケース)」の将来推計を行いました(図 24)。

「現状すう勢ケース(BAU ケース)」とは、現状から新たな地球温暖化対策が行われないと仮定した場合のことを指します。

1) 温室効果ガス排出量の将来推計

現状すう勢ケース(BAU ケース)の温室効果ガス排出量は、2030 年度では約 116 千 t-CO₂ (2013 年度比 31.4%減)、2050 年度では約 106 千 t-CO₂ (2013 年度比 37.1%減)となりました。つまり、現状以上の対策を行わなければ、カーボンニュートラルを達成することはできません。

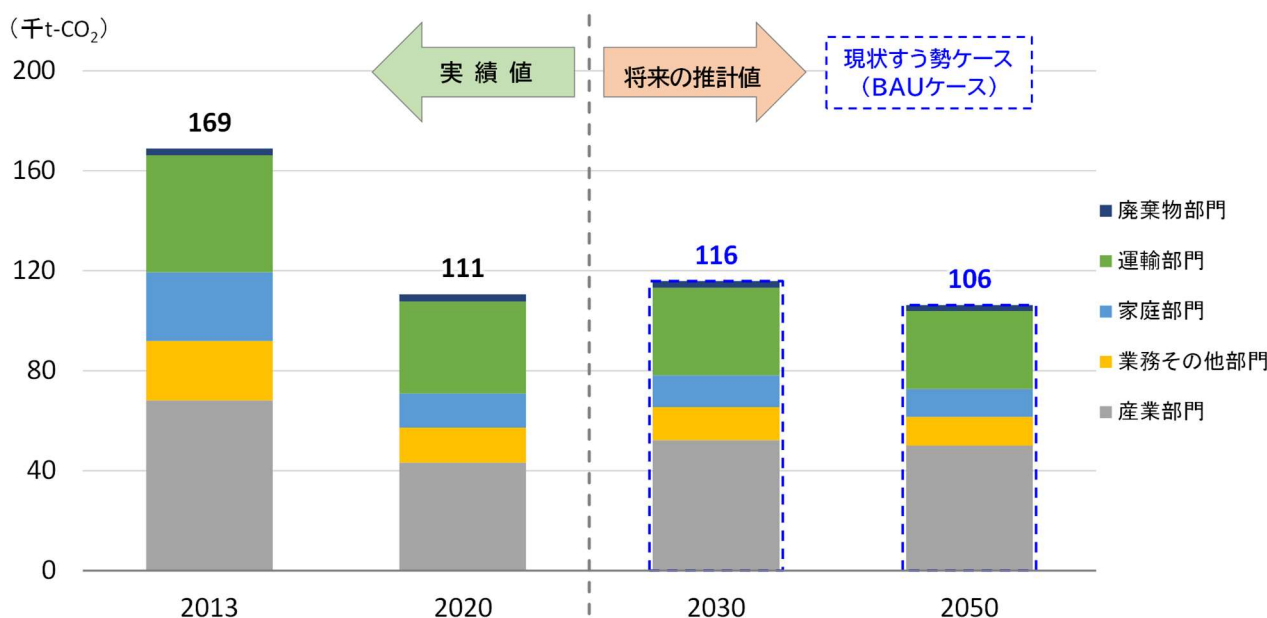


図 24 部門別温室効果ガス排出量の将来推計 (現状すう勢ケース)

表 5 部門別温室効果ガス排出量 (現状すう勢ケース)

部門	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)					
	2013 年度	2020 年度	現状すう勢ケース (BAU ケース)			
			2030 年度		2050 年度	
			2013 年度比		2013 年度比	
産業部門	68,060	43,242	52,215	-23.3%	50,016	-26.5%
業務その他部門	23,848	14,002	13,172	-44.8%	11,490	-51.8%
家庭部門	27,503	13,620	12,813	-53.4%	11,177	-59.4%
運輸部門	46,754	36,769	34,921	-25.3%	31,160	-33.4%
廃棄物部門	2,709	2,925	2,751	1.6%	2,400	-11.4%
合計	168,874	110,557	115,873	-31.4%	106,244	-37.1%

※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

2) エネルギー消費量の将来推計

現状すう勢ケース（BAU ケース）のエネルギー消費量は、2030 年度では約 128 万 GJ（2013 年度比 22.4%減）、2050 年度では約 118 万 GJ（2013 年度比 28.9%減）となりました。

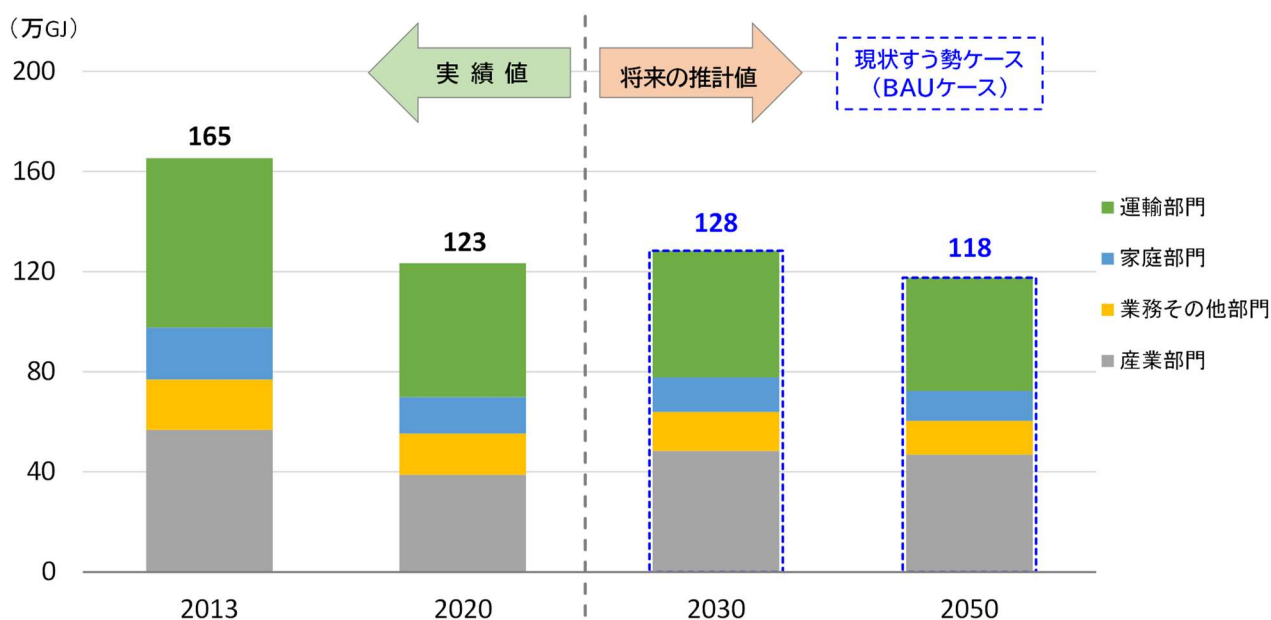


図 25 部門別エネルギー消費量の将来推計（現状すう勢ケース）

表 6 部門別エネルギー消費量（現状すう勢ケース）

部門	エネルギー消費量 (GJ)					
	2013 年度	2020 年度	現状すう勢ケース (BAU ケース)			
			2030 年度		2050 年度	
				2013 年度比		2013 年度比
産業部門	567,439	388,608	484,365	-14.6%	468,534	-17.4%
業務その他部門	201,477	164,395	154,657	-23.2%	134,906	-33.0%
家庭部門	207,444	146,091	137,437	-33.7%	119,885	-42.2%
運輸部門	676,841	533,945	507,085	-25.1%	452,422	-33.2%
合計	1,653,202	1,233,039	1,283,545	-22.4%	1,175,747	-28.9%

(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

町域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを推計しました。

建物及び農地への太陽光発電設備の導入ポテンシャルは、アンケート調査や航空写真調査、町資料調査により独自推計しました。

それ以外の導入ポテンシャルは、環境省が提供している“再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS：リーポス）”を用いて推計しました。

表7 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	小区分	導入ポテンシャル	単位	使用データ
太陽光	建物系	住宅	56	MW	アンケート調査
			30,543	MWh/年	
		公共施設	1.6	MW	町資料、 航空写真調査
			1,826	MWh/年	
		工場・事業場	6.7	MW	航空写真調査、 アンケート調査
			7,413	MWh/年	
	土地系	農地	210	MW	町資料
			256,942	MWh/年	
		ため池	10	MW	REPOS: リーポス
			12,820	MWh/年	
合計		284	MW		
		309,544	MWh/年		
風力	陸上風力		50	MW	REPOS: リーポス
			118,646	MWh/年	
中小水力	河川部		-	MW	REPOS: リーポス
			-	MWh/年	
	農業用水路		-	MW	
			-	MWh/年	
	合計		-	MW	
		-	MWh/年		
地熱			0	MW	REPOS: リーポス
			0	MWh/年	
再生可能エネルギー（電気）合計			334	MW	
			428,190	MWh/年	
太陽熱	太陽熱		140,432	GJ/年	REPOS: リーポス
地中熱	地中熱（クローズドループ）		1,167,685	GJ/年	
再生可能エネルギー（熱）合計			1,308,117	GJ/年	

第5章 めざす将来像

(1) めざす将来像

豊かな自然環境を守り、ゼロカーボンシティを実現した快適で住みよいまち

基本的な考え方

- ・町民・事業者・町が一体となって自然環境の保全や循環型社会、地球温暖化防止に向けた取組を行うことでゼロカーボンシティの実現を目指します。
- ・森林の持つ多面的機能を保持するために適正な森林保全に努め、持続的な森林管理を図ります。
- ・地域との共生を図り、自然と調和しながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギーに取り組みます。
- ・町内全域で利用可能なデマンドタクシー「みやこ町あいのりタクシー」などの交通体系の更なる充実と利用促進を図ることにより、快適で住みよいまちを形成します。

(2) 将来ビジョン

温室効果ガスの排出削減のみならず、生活の質の向上、地域経済の発展、安全で快適なまちづくりにも資する方策を推進します。

ゼロカーボンシティを実現した将来における社会の状態を表す将来ビジョンを以下に示します。

- 町民・事業者・町の環境意識が高まり、ごみの減量化とリサイクル活動が進み循環型社会が形成されています。
- 適正な森林保全・管理が行われ、二酸化炭素の吸収や土砂災害防止などの多面的な機能が維持されています。さらに、広葉樹などの植林も進み自然の力を活かした脱炭素化が進んでいます。
- 公共施設では再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- 建築物の新築・改修時の省エネ性能の向上が進んでいます。
- 移動手段として、平成筑豊鉄道、太陽交通バス、デマンドタクシーなどの公共交通を多くの人が利用しています。
- 町内を走る自動車の大半が電動車となっています。
- 公園の樹木も適切に管理され、町民の快適な憩いの場となっており、災害時には緊急避難場所としての役割を果たしています。
- ICT 技術を導入し、効率的な事務事業、質の高い住民サービスを提供しています。

第6章 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の目標

2030年度における温室効果ガス排出量※¹68%削減（2013年度※²比）

※¹ 温室効果ガス排出量から森林等による二酸化炭素吸収量を差し引いた、正味の排出量

※² 基準とする温室効果ガス排出量には、二酸化炭素吸収量を含みません。

長期目標

2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
（＝ゼロカーボンシティの実現）

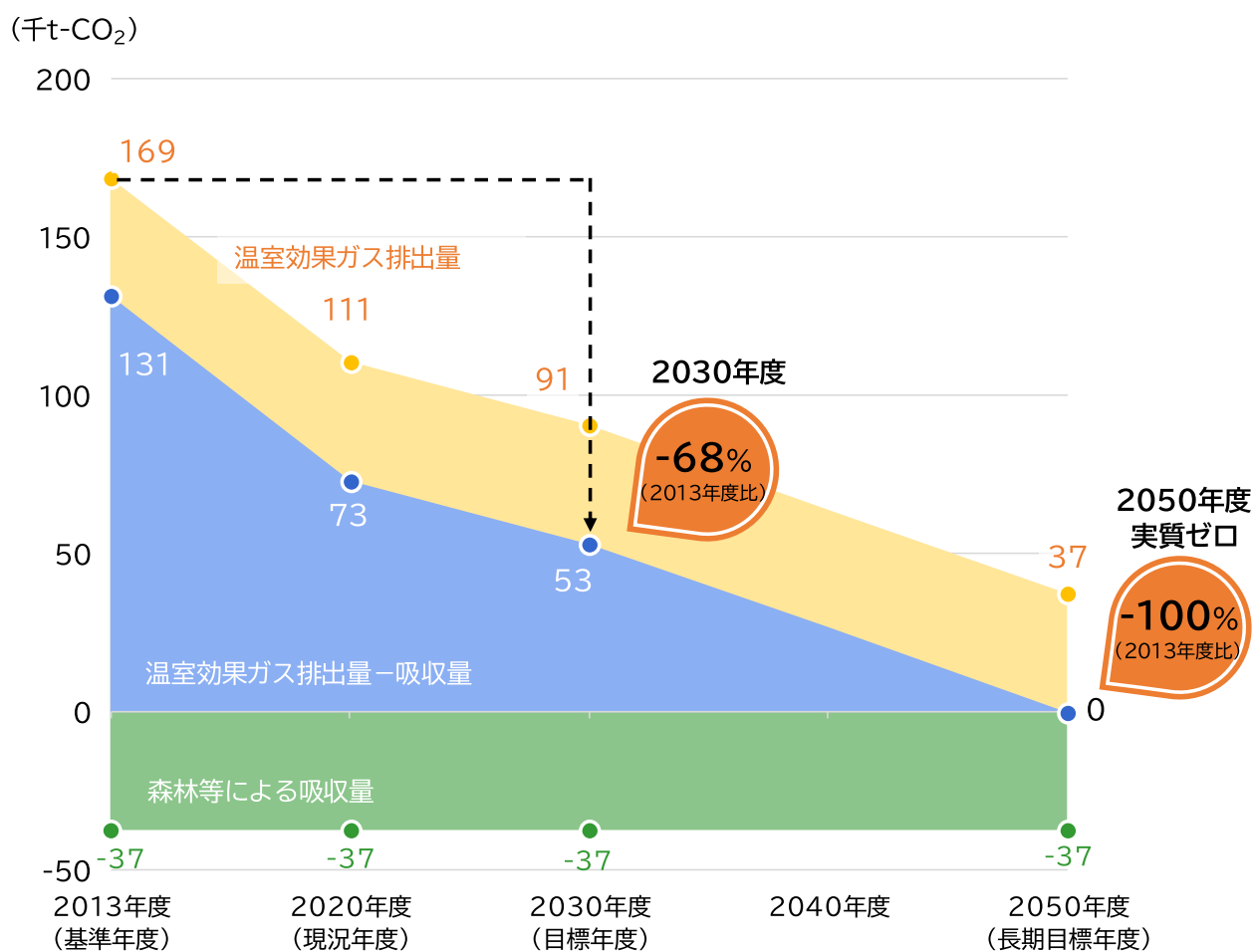


図 26 目標の達成に向けた温室効果ガス排出量の削減イメージ

(2) 目標達成にむけた部門別削減率の目安

2030年度の削減目標を達成するための部門別削減率の目安を図27に示します。

ここで示している「対策ケース」とは、現状から新たな地球温暖化対策が行われたと仮定した場合の将来推計です。

対策ケースの温室効果ガス排出量は、2030年度では約91千t-CO₂（2013年度比46%減）、2050年度では約9千t-CO₂（2013年度比95%減）となりました。

さらに、現在の森林吸収量が今後も維持されるものとして正味の排出量（排出量から吸収量を差し引いた量）を推計すると、2030年度では約53千t-CO₂（2013年度比68%減）、2050年度では約-29千t-CO₂（2013年度比117%減）となりました。

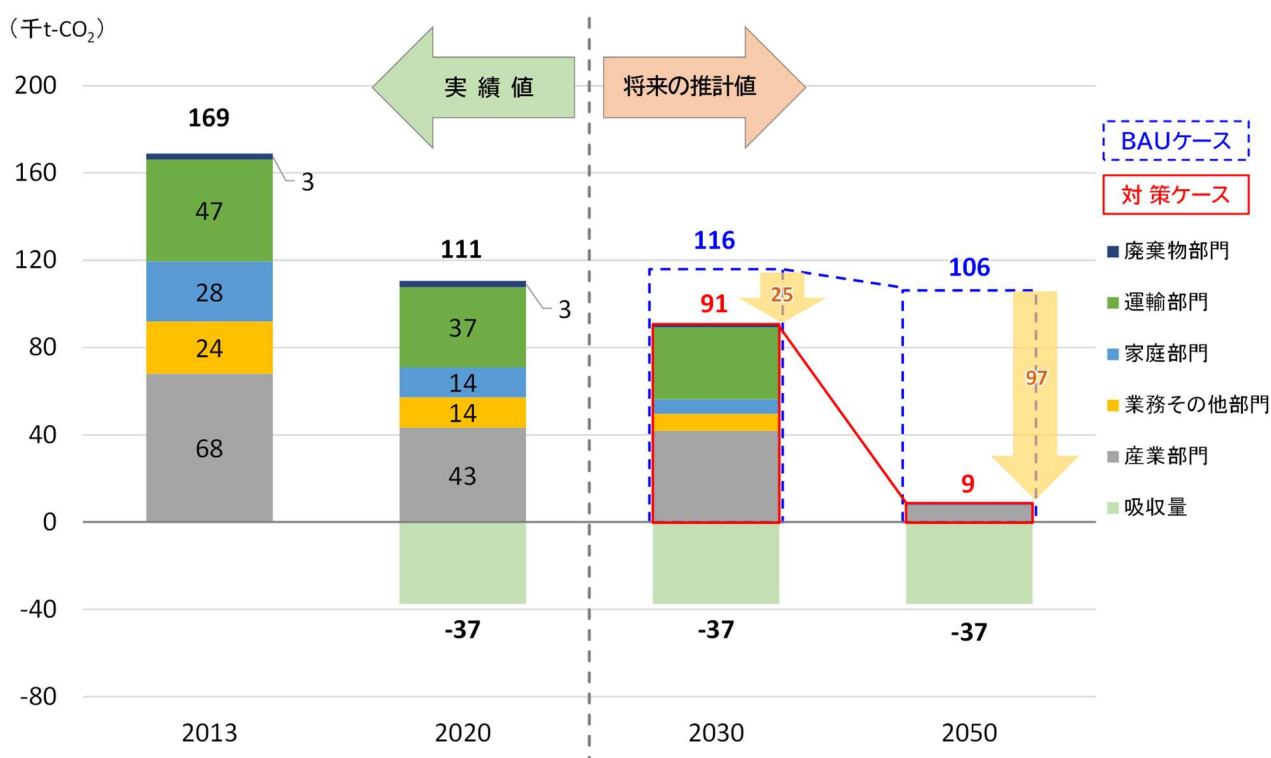


図27 部門別温室効果ガス排出量の将来推計（対策ケース）

表 8 部門別エネルギー消費量（対策ケース）

	温室効果ガス排出量・吸収量 (t-CO ₂)					
	2013 年度	2020 年度	対策ケース			
			2030 年度		2050 年度	
				2013 年度比		2013 年度比
産業部門	68,060	43,242	41,895	-38.4%	7,686	-88.7%
業務その他部門	23,848	14,002	7,679	-67.8%	0	-100.0%
家庭部門	27,503	13,620	6,790	-75.3%	622	-97.7%
運輸部門	46,754	36,769	32,918	-29.6%	0	-100.0%
廃棄物部門	2,709	2,925	1,328	-51.0%	526	-80.6%
排出量合計	168,874	110,557	90,610	-46.3%	8,834	-94.8%
森林等による吸収量	-	-37,407	-37,407	-	-37,407	-
排出量－吸収量	-	73,151	53,203	-68.5%*	-28,573	-116.9%*

※国の地球温暖化対策計画における目標設定の考え方と整合を図るため、2013年度の吸収量は考慮せず、2013年度の温室効果ガス排出量に対する比率を記載しています。

※小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

第7章 温室効果ガス排出削減に関する施策【緩和策】

(1) 施策の体系

<p>施策 1</p>	<p>再生可能エネルギーの導入推進</p>	<p>町の特性に合った再生可能エネルギー等の導入推進</p> <p>エネルギーの地産地消の推進</p> <p>水素エネルギーの普及啓発</p> <p>公共施設における再エネ由来電力への切替</p>
<p>施策 2</p>	<p>省エネルギー対策の推進</p>	<p>町民の行動変容につながる啓発の実施</p> <p>ZEHやZEB、高効率機器等の導入の促進</p> <p>CO₂排出量の少ない交通手段等の促進</p> <p>公共施設における省エネ対策</p>
<p>施策 3</p>	<p>地域環境の整備</p>	<p>CO₂吸収源の保全・拡充</p> <p>まちの緑化の推進</p> <p>公共交通機関等の利用促進</p>
<p>施策 4</p>	<p>循環型社会の形成</p>	<p>ごみを減量化するための取組</p> <p>分別の徹底とリサイクルの推進</p> <p>公共施設における率先的な取組</p>

図 28 施策体系図

(2) 取組内容



1) 再生可能エネルギーの導入推進

2050年までにゼロカーボンシティを実現するためには、化石燃料の使用をできる限り減らし、再生可能なエネルギーを利用することが重要です。

基本方針

- 町内の建物（住宅、事業所、公共施設）への自家消費型太陽光発電設備の導入を推進します。
- 「みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例」に基づき、町の美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境と、再生可能エネルギー発電設備との調和を図ります。
- 町の美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境と調和をとることができない再生可能エネルギーの導入は推奨しません。

町の取組

▶ 町の特性に合った再生可能エネルギー等の導入推進

- ・ 町民・事業者が再生可能エネルギーを導入する意義、メリット、導入方法（PPAモデル等）について、町ホームページ等で周知・啓発します。
- ・ 太陽光発電設備が設置可能な全ての公共施設に、自家消費型太陽光発電設備を導入します。
- ・ 営農型太陽光発電については、地権者や関係機関との合意形成や関係法令等との整合性を図りながら検討していきます。

▶ エネルギーの地産地消の推進

- ・ 地域内の事業者が地域内で発電した電気を地域内の方々に販売する「再エネの地産地消」の実現方法について、調査・研究します。
- ・ 家庭や事業所向けの太陽光発電設備について、自家消費を促進します。
- ・ 地域産の木材や間伐材の利用を促進します。

▶ 水素エネルギーの普及啓発

- ・ 水素エネルギーに関する情報を町ホームページ等で周知・啓発します。

▶ 公共施設における再エネ由来電力への切替

- ・ 全ての公共施設で使用する電力を、再エネ由来の電力にします。

町民の取組

▶ 家庭用太陽光発電等の積極的な導入

- 住宅の新築・改修時や設備の導入・更新時には、自家消費型の太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーを導入します。また、蓄電池を導入して発電した電力の自家消費率を高めます。

▶ 使用する電力の低炭素化

- 電力契約にあたっては、再エネ由来の電力など、CO₂ 排出係数が低いプラン（再エネ電気プラン）を選択します。

事業者の取組

▶ 事業所や工場における太陽光発電等の積極的な導入

- 事業所や工場の新築・改修時や設備の導入・更新時には、自家消費型の太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーを導入します。また、蓄電池を導入して発電した電力の自家消費率を高めます。

▶ 営農型太陽光発電の導入検討

- 農地において、営農型太陽光発電設備の導入を検討します。

▶ 未利用エネルギーの活用の検討

- 事業活動で発生する工場排熱等の活用を検討します。

▶ 使用する電力の低炭素化

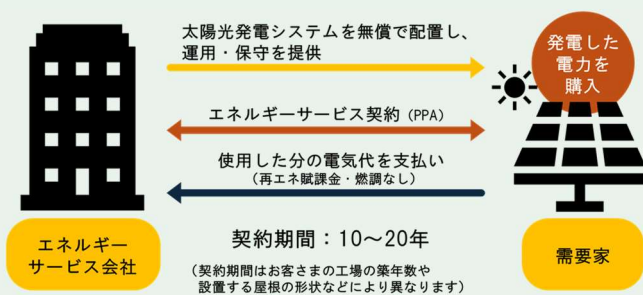
- 電力契約にあたっては、再エネ由来の電力など、CO₂ 排出係数が低いプラン（再エネ電気プラン）を選択します。

表9 再生可能エネルギーの導入促進のための指標

項目	現況値	目標値 (2030年度)	備考
再生可能エネルギー 導入容量	64MW (2021年度)	109MW	現況値：FIT制度による町内の再エネの設備容量（自治体排出量カルテより）
住宅用太陽光発電設備の導入率	15% (2023年度)	22%	現況値：アンケート調査結果「太陽光パネルを設置している人の割合」（一戸建て（持ち家）の方を対象とした設問）

PPA (Power Purchase Agreement) モデルとは

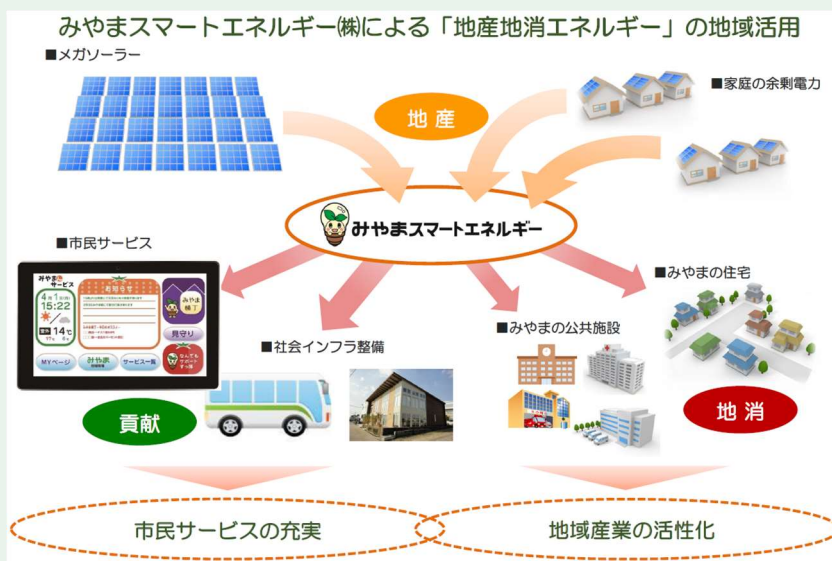
PPA とは、電力販売契約という意味で“第三者モデル”ともよばれます。企業・自治体が保有する施設の屋根などを事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。



[資料：再エネ スタートサイト (環境省) をもとに作成]

エネルギーの地産地消の事例 (福岡県みやま市)

みやま市では、2015年3月に日本初となる家庭用電力小売を実施した地域新電力会社「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立しました。エネルギーの地産地消により、人口減少や少子高齢化、定住促進など地域が抱える課題の解決につながるが見込まれます。



[資料：みやま市のエネルギーの地産地消に向けた活動 (福岡県みやま市)]

再エネ電気プランとは

多くの小売電気事業者が太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを電源としたプランを用意しています。再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、CO₂排出量は実質ゼロとなります。なお、再エネプランには様々な割合のものがあります。



再生可能エネルギー由来の電気プランへの切り替えでCO₂排出が実質ゼロの電気を使えます。

[資料：再エネ スタートサイト (環境省) をもとに作成]



2) 省エネルギー対策の推進

地球温暖化の原因の一つは、日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出であり、その中でもエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出が大きな要因とされています。二酸化炭素の排出量を削減するためには、町民・事業者・町がそれぞれの立場で、省エネルギー行動の実践や省エネルギー機器の導入を進める必要があります。

基本方針

- 町民・事業者がそれぞれの立場で省エネ対策を実践できるように、普及啓発活動や支援制度に関する情報提供等に取り組みます。
- 町民の生活に必要な不可欠である自動車は、CO₂ 排出量の少ない電気自動車等への更新を促進します。

町の取組

▶ 町民の行動変容につながる啓発の実施

- ・ 広報やイベント等により、省エネ対策について啓発を行います。
- ・ 地域や学校向けに講師派遣や出前講座を実施します。
- ・ 福岡県が推進している「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」や「ふくおかエコライフ応援 book」の取組、環境省が推奨している「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を普及・啓発します。
- ・ 家庭や事業所でのうちエコ診断や省エネ診断を町ホームページ等により周知・啓発します。

▶ ZEH や ZEB、高効率機器等の導入の促進

- ・ ZEH や ZEB 等の省エネ性能の高い建築物のメリットや支援制度の情報を、町ホームページ等により周知・啓発します。
- ・ 既存住宅に関し、省エネ改修のメリットや支援制度の情報を、町ホームページ等により周知・啓発します。
- ・ 蓄電池や高効率機器の導入効果や支援制度の情報を町ホームページ等により周知・啓発します。

町の取組

▶ CO₂ 排出量の少ない交通手段等の促進

- 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等を導入するメリット、補助金等に関する情報を町ホームページ等により周知・啓発します。また、公用車の新規購入に際しては、これらの自動車を率先して導入します。
- 自動車用充電設備の設置を促進します。公共施設では、既設のみやこ町総合文化センター サン・グレートみやこ（勝山）と伊良とびあ館（上伊良原）に加えて、犀川地区及び豊津地区への追加設置を検討します。
- エコドライブについて周知・啓発を行います。
- 地産地消を啓発することにより、食品配送にかかる環境負荷を低減します。
- 宅配の再配達防止に関する啓発により、宅配にかかる環境負荷を低減します。

▶ 公共施設における省エネ対策

- 公共施設は、施設や設備の機能更新時に、省エネ対応など環境に配慮した施設への転換を図ります。
- みやこ町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネ行動を率先して実施します。

町民の取組

▶ 日常生活における省エネルギー行動

- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を実践します。
- 電気はこまめに消す、冷暖房は強くしすぎないようにする、使わないコンセントを抜くなど、家庭での省エネ行動を行います。
- 「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」や「ふくおかエコライフ応援book」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネ対策に取り組みます。
- うちエコ診断を活用し、家庭でのエネルギー使用状況を見える化し、改善します。
- LED 照明などの省エネ型機器への買い替えなど高効率エネルギー設備の導入や断熱化を行います。
- 食品配送にかかる環境負荷低減につなげるため、なるべく地元産の食材を購入します。

▶ ZEH 及び省エネ住宅、高効率機器等の導入

- 住宅の新築・購入時は、省エネ効果の高い設備等を導入し、ZEH や省エネ住宅にします。
- 設備・機器の更新にあたっては、エネルギー利用効率の高いエアコン、冷蔵庫、LED 照明、給湯器等を選択します。
- HEMS を導入し、エネルギー消費量の見える化と設備・機器のエネルギー制御に取り組みます。

▶ CO₂ 排出量の少ない交通手段等の選択

- 電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) を優先的に導入します。
- 徒歩、自転車、公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した移動手段を選択するように努めます。
- 自動車に乗る時にはエコドライブを実践します。

デコ活とは

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素 (CO₂) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク



[資料：デコ活サイト (環境省)]

▶ 事業所での効率的な設備等の運用

- ・製造プロセス等の効率化を図りつつ、使用エネルギーの電化・燃料転換に取り組みます。
- ・省エネ診断を活用し、事業所や工場でのエネルギー使用状況を調査し、効果的な省エネ対策を実施します。
- ・BEMSの導入等によりエネルギー消費量を見える化し、事業活動のエネルギーマネジメントに取り組みます。

▶ 事業所のZEB化及び高効率設備等の導入

- ・事業所や工場を新築する際は、省エネ効果の高い設備等を導入し、建物のZEB化を図ります。
- ・事業所改築時等には断熱性・遮熱性の向上のために、断熱材や複層ガラス窓等を導入します。
- ・事業所や工場の設備更新時には、エネルギー利用効率の高い機器を導入します。

▶ CO₂排出量の少ない交通手段等の選択

- ・電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)を優先的に導入します。
- ・配送ルート、走行ルートの見直し等により走行距離を短縮します。
- ・自動車に乗る時にはエコドライブを実践します。

▶ ワークスタイルの転換

- ・クールビズやウォームビズを推奨します。
- ・テレワークや時差出勤等を効果的に活用します。

▶ 環境マネジメントシステムの導入

- ・「エコ事業所」や「エコアクション21」に取り組み、環境負荷の少ない事業活動を進めます。

▶ 地球温暖化対策に係る人材育成と学習

- ・従業員に対する省エネに関する研修等を実施します。

表 10 省エネルギー対策の推進のための指標

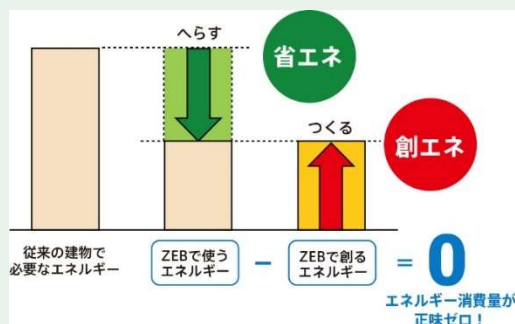
項目	現況値 (2020年度)	目標値 (2030年度)
町民1人当たりの二酸化炭素排出量 (家庭部門)	0.71 t-CO ₂ /人	0.38 t-CO ₂ /人

ZEB・ZEHとは

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称です。



[資料：ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について（平成30年3月）]



[資料：ゼブポータル（環境省）]

快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

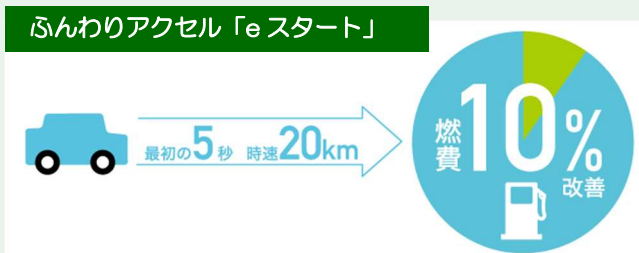
ZEBやZEHは、“快適で健康な生活を送ることができる”、“光熱費を削減することができる”など様々なメリットがあります。

省エネ診断とは

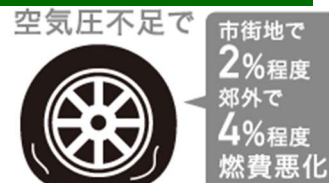
中小企業などを対象とした“電力や燃料・熱など総合的な省エネ行動をサポートする”診断サービスです。

エコドライブとは

自動車を運転する時の燃料消費量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。燃料消費が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。



タイヤの空気圧チェック



不要な荷物はおろす



[資料：環境省]



3) 地域環境の整備

森林やまちの緑は、二酸化炭素を吸収する機能を有しています。この機能を適切に発揮させるための取組は、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策とともに重要です。

基本方針

- 二酸化炭素の吸収や土砂災害防止など、森林の持つ多面的機能を保持するために、町内の森林を適正に保全します。
- 「みやこ町環境保全条例」及び「みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例」に基づき、町の美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境を保全します。
- 森林を切り拓く大規模な開発事業は、町として推奨しません。

町の取組

▶ CO₂ 吸収源の保全・拡充

- ・国の森林環境譲与税及び福岡県の森林環境税を活用し、荒廃森林等の整備と木材利用の推進・普及啓発を実施します。
- ・地域産の木材や間伐材の利用を促進します。

▶ まちの緑化の推進

- ・公園、河川、道路等の公共空間の緑化を推進します。
- ・公共施設をはじめ、住宅地、事業所、工場等の民有地の緑化を促進します。

▶ 公共交通機関等の利用促進

- ・公共交通機関の利用促進について、町ホームページ等で周知・啓発します。
- ・既存公共交通を補完するため、みやこ町あいのりタクシーなど、交通ネットワークの改善を図ります。

町民の取組

▶ まちの緑化の推進

- ・庭、ベランダ、屋上、壁面等について、積極的に緑化を推進します。

▶ CO₂ 吸収源の保全・拡充

- ・森林保全活動に積極的に参加・協力します。
- ・行政と連携して里山保全活動の実施を目指します。

事業者の取組

▶ まちの緑化の推進

- ・事業所内や工場の緑化を推進します。
- ・開発の際には、緑への影響を少なくしたり、新たな緑化を行います（土石採取等により露出する地肌は、周辺の植生に配慮して緑化するなど）。

▶ CO₂ 吸収源の保全・拡充

- ・所有する山林の適切な維持管理と持続的な経営を行い、多面的な機能を発揮させます。
- ・里山保全活動に積極的に参加・協力します。

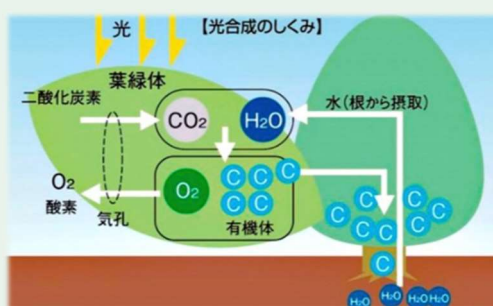
表 11 地域環境の整備のための指標

項目	現況値 (2019~2021年度 の平均値)	目標値 (2030年度)	備考
森林整備面積	203ha	203ha	現況値：荒廃森林整備事業における森林の整備面積（強度間伐及び間伐の合計値）

森林の二酸化炭素吸収効果

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。その吸収能力を高めること、つまり森林の育成・管理を行うことは、地球温暖化の抑制のためにも重要なことです。



[資料：林野庁]



4) 循環型社会の形成

廃棄物処理や製品の製造に伴う温室効果ガス排出の抑制及び海洋プラスチックごみの削減のために、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で3R+Renewableを推進する必要があります。

基本方針

- 家庭・事業所における廃棄物の減量や資源化の促進などにより、廃棄物の収集や運搬、焼却によるCO₂排出量の削減に取り組みます。

町の取組

▶ ごみを減量化するための取組

- ・詰め替え製品の利用奨励や3010運動、フードバンク活動など、誰もが気軽に取り組めるごみの発生抑制策を推進します。
- ・食品残さのたい肥化やリサイクルの推進等により、可燃ごみを削減します。
- ・ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、住民に対して不必要に使用・廃棄されることのないように啓発します。
- ・地域や企業と連携し、食品ロスなど生ごみの減量化に向けた取組を行います。

▶ 分別の徹底とリサイクルの推進

- ・家庭ごみ分別ハンドブックの配布、広報誌や町ホームページを使った啓発等により、ごみの分別の徹底を図ります。
- ・プラスチックごみの分別収集の導入について検討します。
- ・資源物回収団体と連携し、より多くの人々が資源物回収を利用できる環境づくりを進めます。

▶ 公共施設における率先的な取組

- ・公共施設においてごみの減量・資源化に積極的に取り組みます。
- ・製品やサービスを購入する際は、必要性を考え、環境負荷が少ないものを選択します。

3010（さんまるいちまる）運動とは

宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンのことです。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010運動」と名付けられました。

大量の食品ロスが
重大な問題に
なっています

日本における
食品ロスは年間
約621万トン

それは世界全体の
食品援助量の
約2倍

国民一人あたりが
毎日茶碗一杯分
捨てている量に匹敵

What's 3010 ?

宴会における大量の食品ロスを減らすため

最初の

30分

最後の

10分

皆で食べる時間を設けましょう。それが3010運動です。

[資料：環境省]

町民の取組

▶ ごみを出す前

- 資源物の分別を徹底します。
- 生ごみは水切りをしてから捨てます。
- コンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、再利用します。

▶ 外出時

- マイバッグやマイボトルなどを持ち歩きます。

▶ 買い物

- 食材は使い切ることができる量を購入します。
- 詰め替え用の商品やばら売り・量り売り商品を購入します。
- 「てまえどり」（購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限が近づいた商品を積極的に選ぶ行動）に協力します。

事業者の取組

▶ 日々の業務

- 資源物の分別を徹底します。
- 製品やサービスを購入する際は、必要性を考え、環境負荷が少ないものを選択します。
- 梱包材や容器包装などの減量化に取り組みます。
- 節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組みます。

▶ 製品の製造

- 資源化しやすい製品の設計、使用済み製品の再使用及び再生利用など、ごみの減量・資源化に向けた工夫をします。

▶ 商品・サービスの販売、提供

- 買い物客のマイバッグ持参を推進します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。

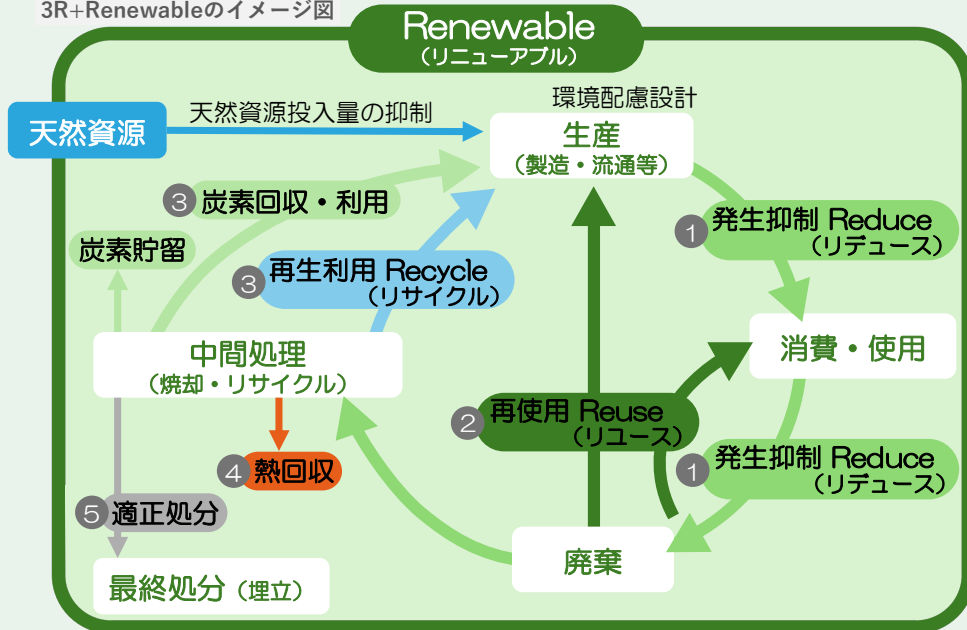
▶ 食品の販売

- 食品ロスを削減するため、「てまえどり」を推進します。
- 必要な量だけ買うことができるように、ばら売りや量り売りを進めます。
- 生ごみ処理機などで生ごみを減量化します。

3R+Renewable

Reduce (リデュース)・Reuse (リユース)・Recycle (リサイクル) の「3R」に、Renewable (リニューアブル) を加えた考え方です。Renewable (リニューアブル) とは、「再生可能な資源に替える取組」です。例えば、プラスチック製のレジ袋を“バイオマスプラスチック”製に替えることは「リニューアブル」のひとつです。

3R+Renewableのイメージ図



[資料：令和5年版 環境白書（環境省）をもとに作成]

第8章 気候変動影響に適応するための施策【適応策】

(1) 基本的な考え方

地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらします。

既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、町民の安全や健康的な暮らし、安定的な事業活動の環境などを確保することを目的として取組を実施します。

国の気候変動適応計画で示されている分類（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）のうち、本町の地域特性を鑑みて、以下の5つの分野（赤破線）を中軸として掲げ、適応策を推進します。



図 29 気候変動適応計画で示されている7つの分野

適応とは

現在既に起きている気候変動による被害や将来予測される被害を、防止・軽減する取組のことです。つまり、現在から将来の気候の変化とそれが及ぼす影響について今わかっていることを知り、対応できるように備えることといえます。

私たちの身の回りには様々な「適応」があります。例えば、“堤防を整備して大雨による河川の氾濫を防止する”ことや“個人でハザードマップなどを確認して気象災害から身を守る”ことも「適応」です。

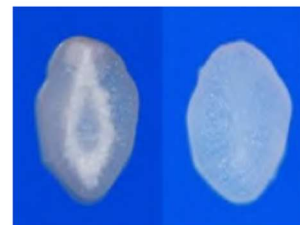
(2) 主な気候変動影響及び取組内容

1) 農業

主な気候変動影響の概要



- 水稲は、日照不足や出穂後の高温により、収量、品質の低下（白未熟粒の発生、一等比率の低下）等が発生しています。将来的には、一等米面積の減少により経済損失が増加すると予測されています。
- 野菜は、高温や多雨あるいは少雨による生育不良や生理障害等が報告されています。将来的には、気温上昇による生育の前進・遅延や栽培成立地域の北上が予測されています。
- 畜産は、夏季に肉用牛や豚、肉用鶏の成育や肉質の低下、採卵鶏の産卵率や卵重の低下、乳用牛の乳量・乳成分の低下等が報告されており、今後は温暖化の進行に伴い、その影響が大きくなることが予測されています。



白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



着色不良果

正常果

[資料：農業分野における気候変動・地球温暖化対策について（農林水産省）]

町の取組

- 稲の高温耐性品種への切り替えを県・JAと協力して推進します。
- ハウス栽培における遮光フィルム等の使用、循環扇による空気攪拌、細霧冷房（細かい霧を吹きかけることによる気温の低下）等、各品目の高温対策に関し、県・JAと連携して必要な情報提供等を行います。
- 新たな病害虫とその対策について、専門機関から早期に情報を収集し、農業者への周知を図ります。

事業者の取組

- 高温に強い品種の導入を進めるとともに、作型変更（採種日や収穫時期の変更）を検討・実施します。
- 畜舎や鶏舎の暑熱対策として、換気量を増やすためのファン増設、断熱材増設、細霧設備の導入等を実施します。
- 農作物等の鳥獣被害防止対策を実施します。

2) 水資源



水環境・水資源

主な気候変動影響の概要

- ・ 渇水の深刻化が予測されています。渇水の増加や水の需要期と供給可能な時期とのミスマッチは、水道水、農業用水、工業用水等の多くの分野に影響を与える可能性があります。

町

の取組

- ・ 節水機器の使用奨励や上手な節水方法についての情報提供等に努め、町民の節水意識の高揚を図ります。

町民

の取組

- ・ 日常生活における節水を心がけます。

事業者

の取組

- ・ 事業活動における水の有効利用を図るとともに、節水を心がけます。

3) 自然生態系



自然生態系

主な気候変動影響の概要

- 植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。気候変動により、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化や生育地の分断化による種の絶滅を招く可能性があります。
- 気温の上昇による亜熱帯・熱帯の外来植物の定着や河川水温の上昇によるグッピーやティラピアなどの外来魚の定着が懸念されます。

町の取組

- 飼育しているペットや熱帯魚を野外に逃がしたり放流したりしないよう、町民に周知・啓発を行います。
- 外来生物が定着することによる被害について、町民に周知・啓発を行います。
- 気候変動の影響で在来生物の絶滅リスクが高まっていたり、外来生物が定着しやすい環境になっていたりしないか情報を収集し、必要な施策を検討します。

町民の取組

- 飼育しているペットや熱帯魚は最期まで責任をもって飼育します。
- 町が実施する外来生物駆除の取組に積極的に参加します。

4) 自然災害



自然災害

主な気候変動影響の概要

- 平成 29 年九州北部豪雨や令和 2 年 7 月豪雨など、県内においても局所的な豪雨とそれに伴う土砂災害が発生しています。将来的には、短時間強雨の頻発化などに伴い、豪雨・土砂災害の発生リスクは高まっていくことが予測されています。

町

の取組

- 自然災害に関するハザードマップについて、町民への普及啓発を進めます。
- ホームページ等による情報提供により、町民への防災意識の啓発を行います。
- 非常時の資機材や食料、生活必需品を備蓄します。
- 大規模災害時における円滑な災害対応のため、民間事業者等と災害時の協定を締結します。
- 災害廃棄物処理計画により、処理に関する基本的な考え方や必要な事項を定めます。

町民

の取組

- 日頃から自然災害への備え（気象情報の確認、ハザードマップの確認、防災用具の準備、水や食料の備蓄、気象災害用の保険への加入、防災訓練への参加）を心がけます。

事業者

の取組

- 大規模災害等の不測の事態が発生した場合において、最低限必要な業務を継続するための体制整備に係る基本方針として「業務継続計画」を定めます。
- 事業所の防災対策を進めます。
- 町と災害時の協定を締結し、大規模災害時における円滑な災害対応に協力します。

5) 健康



健康

主な気候変動影響の概要

- ・熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が確認されています。
- ・デング熱の媒介生物（ヒトスジシマカ）の生息域が2016年に青森県まで拡大していることが確認されています。将来、媒介生物の活動期間長期化に伴い、デング熱やジカ熱などの感染症の流行頻度が上がる可能性があります。



[資料：ジカ熱・デング熱対策
チラシ（厚生労働省）]

町の取組

- ・熱中症対策や感染症対策についてホームページ、広報紙、SNS、パンフレット等により情報を周知し、町民への普及啓発を行います。

町民の取組

- ・適度な休憩及び水分・塩分補給など、熱中症への対策をとります。
- ・虫除けスプレーなどの使用や肌の露出を減らし、蚊に刺されないようにします。
- ・感染症を媒介する蚊の発生を防ぐために、定期的に蚊の幼虫が発生しそうな周辺の水たまりの除去・清掃をします。

事業者の取組

- ・従業員への暑さ指数（WBGT）の周知、適度な休憩及び水分・塩分補給を徹底します。
- ・ミスト扇風機の設置、空調付ジャケットの支給等、従業員の作業環境を整えます。
- ・感染症を媒介する蚊の発生を防ぐために、定期的に蚊の幼虫が発生しそうな周辺の水たまりの除去・清掃をします。

第9章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、町民・事業者・関係団体などの多様な主体がそれぞれ自主的に行動するとともに、一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。そのため、みやこ町住民課が計画推進の事務局としての役割を担い、各主体の活動や取組の把握と調整に努めます。

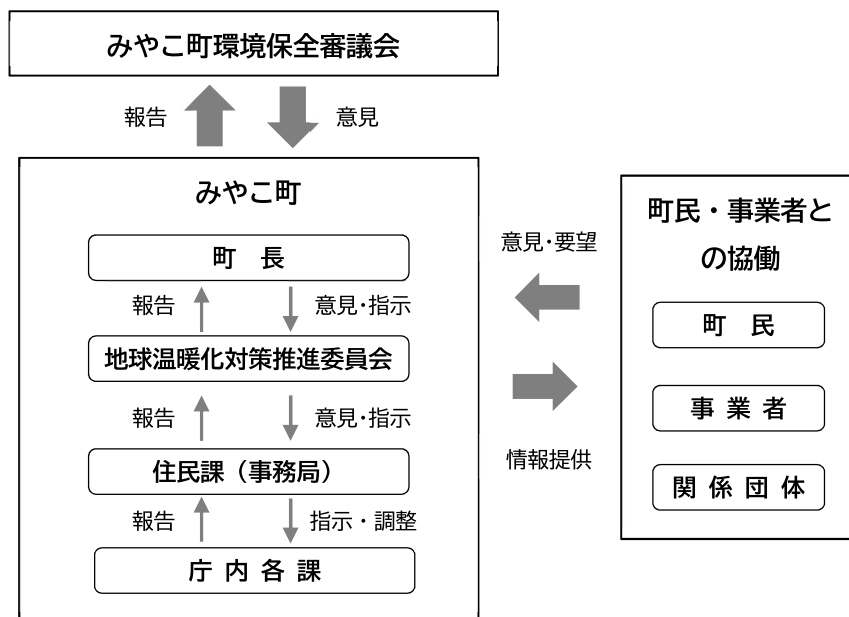


図 30 計画の推進体制

(2) 計画の進捗管理

計画の進捗管理は、PDCA サイクルに基づいて行います。毎年、温室効果ガスの現況推計を行って削減目標の達成状況を確認するとともに、計画に基づく対策・施策の実施状況を把握し、その結果に基づく評価と改善を実施し、その後の対策・施策に活かしていきます。

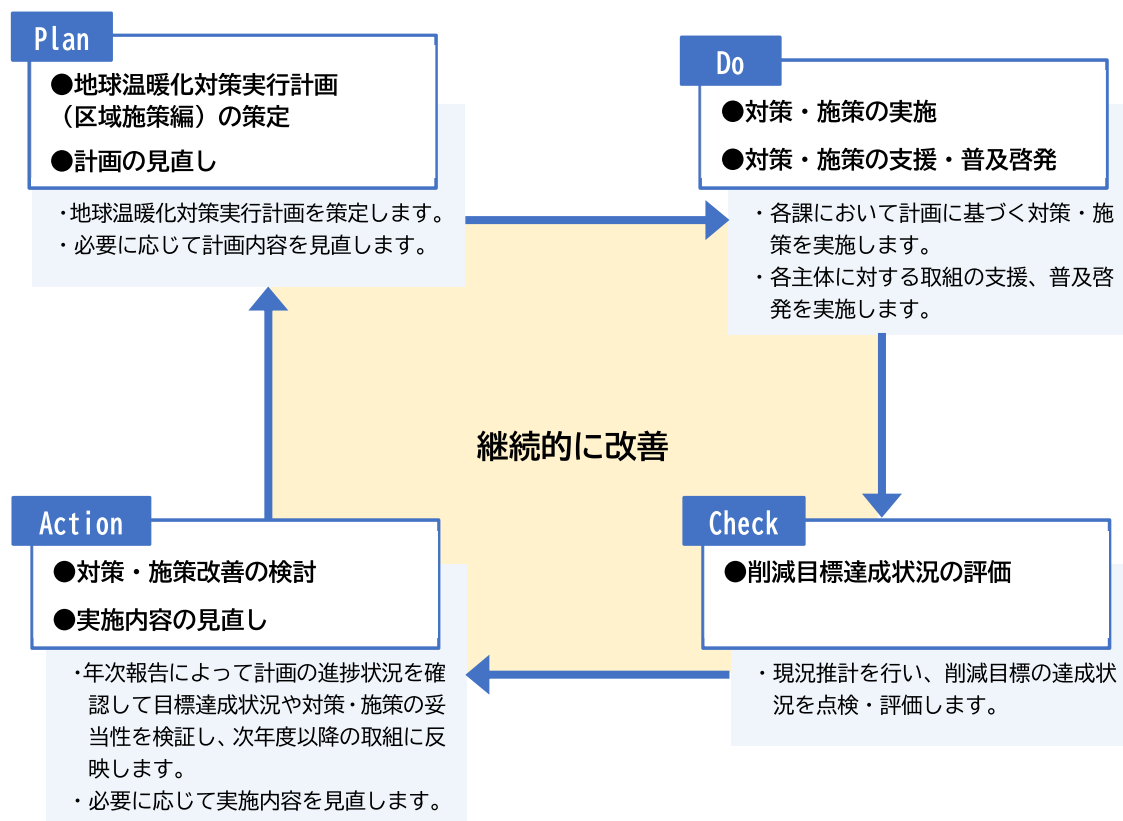


図 31 計画の進捗管理

(3) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直します。

(1) 温室効果ガス排出量・吸収量の推計方法

1) 現況推計

温室効果ガス排出量及び二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）、令和5年3月（環境省）」をもとに、最新の統計資料を収集整理して推計しました。算定方法は、表12～表15のとおりです。

なお算定年度は、2013年度から2020年度です。

表12 二酸化炭素排出量の算定方法（1/2）

部門	区分	計算式	使用データ
産業部門	製造業	全国の製造業業種別炭素排出量÷ 全国の業種別製造品出荷額等× みやこ町の業種別製造品出荷額等× 44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ・工業統計調査、経済センサス活動調査（経済産業省） ・福岡県工業統計調査、経済センサス活動調査（福岡県分）（福岡県）
	建設業・ 鉱業	福岡県の建設業・鉱業炭素排出量÷ 福岡県の従業者数× みやこ町の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス活動調査（経済産業省）
	農林水産業	福岡県の農林水産業炭素排出量÷ 福岡県の従業者数× みやこ町の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス活動調査（経済産業省）
業務 その他 部門		福岡県の業務部門炭素排出量÷ 福岡県の従業者数× みやこ町の従業者数×44/12	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） ・経済センサス活動調査（経済産業省）
家庭部門	電気	福岡県の電気使用量÷福岡県の世帯数 ×みやこ町の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）
	LP ガス	福岡市の非単身世帯あたりのLP ガス購入量 ×世帯人員補正係数 ×みやこ町の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・家計調査年報（総務省統計局）
	灯油	福岡市の非単身世帯あたりの灯油購入量× 世帯人員補正係数 ×みやこ町の世帯数×排出係数	<ul style="list-style-type: none"> ・家計調査年報（総務省統計局）

表 12 二酸化炭素排出量の算定方法 (2/2)

部門	区分	計算式	使用データ
運輸部門	自動車	$\frac{\text{全国の炭素排出量}}{\text{全国の自動車保有台数}} \times \text{みやこ町の自動車保有台数} \times 44/12$	<ul style="list-style-type: none"> ・総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ・自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会） ・福岡県統計年鑑（福岡県）
運輸部門	鉄道	$\text{平成筑豊鉄道のエネルギー消費量} \times \text{営業キロ数の町内割合} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$ <p>※営業キロ数は町境界に最も近い以下の駅間の距離とする。 豊津駅（行橋市）～源じいの森駅（赤村）の距離：10.9 km</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道統計年報（国土交通省） ・ハイパーダイヤ ホームページ
廃棄物部門	プラスチックごみ	$\text{一般廃棄物の焼却量（排出ベース）} \times \text{一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックごみの割合（排出ベース）} \times \text{一般廃棄物中のプラスチックごみの固形分割合} \times \text{排出係数}$	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
	合成繊維	$\text{一般廃棄物の焼却量（排出ベース）} \times \text{一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合（排出ベース）} \times \text{一般廃棄物中の繊維くずの固形分割合} \times \text{繊維くず中の合成繊維の割合（乾燥ベース）} \times \text{排出係数}$	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 13 メタン排出量の算定方法

区分	計算式	使用データ
自動車の走行	福岡県の車種別走行距離 × みやこ町の自動車保有台数 ÷ 福岡県の自動車保有台数 × 排出係数分類の自動車保有台数 ÷ 走行キロ分類の自動車保有台数 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会） ・自動車燃料消費量統計年報（国土交通省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年
鉄道の走行	鉄道におけるエネルギー消費量 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 排出量算定時に推計した鉄道のエネルギー消費量 ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年
水田からの排出	水田の作付面積 × 水田の種類（間欠灌漑水田・常時湛水田）ごとの排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・作物統計調査（農林水産省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年
家畜の飼養	家畜種ごとの飼養頭数 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料
家畜の排泄物の管理	家畜種ごとの飼養頭羽数 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料
農業廃棄物の焼却	作物種ごとの年間生産量 × 残さ率 × 残さの焼却割合（野焼き率） × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・作物統計調査（農林水産省）
一般廃棄物の焼却	炉種（連続燃焼式焼却施設、準連続燃焼式焼却施設、バッチ燃焼式焼却施設）ごとの廃棄物焼却量 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
生活・商業排水の処理	<p>【終末処理場】 終末処理場における下水の処理量 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p> <p>【し尿処理施設】 し尿及び浄化槽汚泥の処理量 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p> <p>【生活排水処理施設】 施設種（コミュニティ・プラント、既存単独処理浄化槽、浄化槽（既存単独処理浄化槽を除く）、くみ取り便槽） ごとの処理対象人員 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料 ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 14 一酸化二窒素排出量の算定方法

区分	計算式	使用データ
自動車の走行	福岡県の車種別走行距離 × みやこ町の自動車保有台数 ÷ 福岡県の自動車保有台数 × 排出係数分類の自動車保有台数 ÷ 走行キロ分類の自動車保有台数 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有車両数（一般財団法人自動車検査登録情報協会） ・自動車燃料消費量統計年報（国土交通省） ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年
鉄道の走行	鉄道におけるエネルギー消費量 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 排出量算定時に推計した鉄道のエネルギー消費量 ・日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年
耕地における肥料の使用	作物種ごとの耕地面積 × 排出係数 × 地球温暖化係数 ※化学肥料、有機肥料に分けて算出	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料
耕地における農作物残さのすき込み	作物種ごとの農業生産量 × 乾物率 × 残さ率 × すき込み率（1-野焼き率） × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・作物統計調査（農林水産省）
家畜の排泄物の管理	家畜種ごとの飼養頭羽数 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料
農業廃棄物の焼却	作物種ごとの年間生産量 × 残さ率 × 残さの焼却割合（野焼き率） × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・作物統計調査（農林水産省）
一般廃棄物の焼却	炉種（連続燃焼式焼却施設、准連続燃焼式焼却施設、バッチ燃焼式焼却施設）ごとの廃棄物焼却量 × 排出係数 × 地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）
生活・商業排水の処理	<p>【終末処理場】 終末処理場における下水の処理量 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p> <p>【し尿処理施設】 し尿及び浄化槽汚泥の処理量 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p> <p>【生活排水処理施設】 施設種（コミュニティ・プラント、既存単独処理浄化槽、浄化槽（既存単独処理浄化槽を除く）、くみ取り便槽）ごとの処理対象人員 × 排出係数 × 地球温暖化係数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みやこ町資料 ・一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 15 二酸化炭素吸収量の算定方法

区分	推計方法・計算式	使用データ
森林	<p>森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 2時点の森林炭素蓄積の比較を行い、その差をCO₂に換算して純吸収量を推計する。</p> <p>吸収量＝ (報告年度の行政界内の森林炭素蓄積量 A－ 比較をする年度の森林炭素蓄積量 A) ÷ 報告年度と比較年度間の年数 × 44/12</p> <p>A 森林炭素蓄積量＝ Σ 特定年度の樹種・林齢ごとの材積量 × バイオマス拡大係数 × (1 + 地下部比率) × 容積密度 × 炭素含有率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀川地域森林計画（福岡県） ・地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編） （環境省）
森林 土壌	<p>吸収量＝ 施業対象区域面積 × 土壌平均炭素蓄積量 × 森林の育成により保持される土壌量に関する係数 × 土壌が流出した場合に炭素が空气中に排出される 係数 × 44/12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀川地域森林計画（福岡県） ・地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編） （環境省）
都市 緑化	<p>低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 吸収量＝ 都市公園面積 × 緑被率 × 吸収係数</p> <p>※都市公園面積について、マニュアルの記載は「緑地の 保安全管理を実施した面積」であるが、不明のため都市 公園面積を用いた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画調査（国土交通省） ・緑被率：30%（都市公園法運用指針を 参考に独自設定） ・地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編） （環境省）

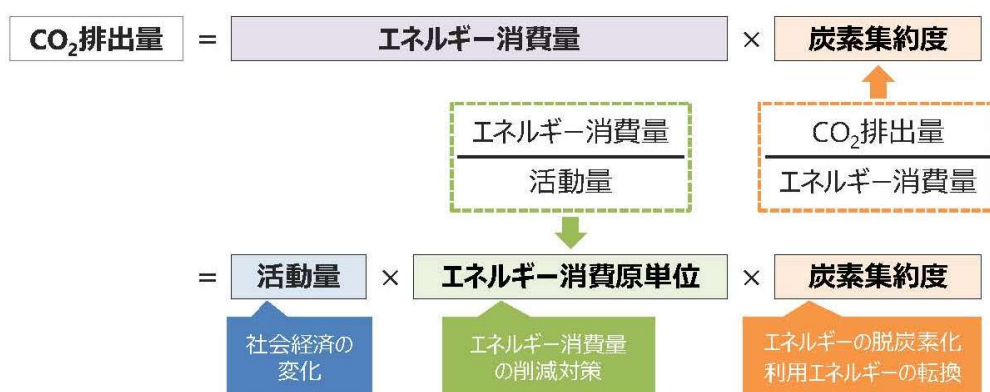
2) 将来推計

将来推計は、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver1.0（令和3年3月、環境省）」における排出量の将来推計の考え方にに基づき、エネルギー起源 CO₂ 排出量を要因別に分解して検討しました。

CO₂ 排出量は、図 32 に示すとおり、活動量、エネルギー消費原単位、炭素集約度の三つの変数の積として表すことができます。

各変数の将来にわたる変化を想定して値を設定し、推計式に代入することで現状趨勢（BAU）ケース及び対策ケースにおける将来の CO₂ 排出量を推計しました。

なお、非エネルギー起源 CO₂ 排出量や CO₂ 以外の温室効果ガスについては、エネルギー起源 CO₂ 排出量の増減率等を用いて推計しました。



[資料：地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver1.0（令和3年3月、環境省）]

図 32 CO₂ 排出量の推計式

表 16 現状趨勢（BAU）ケースで変化を考慮した活動量及び推計方法

部 門		活動量	推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額等	過去 8 年間（2013～2020 年度）の平均値
	建設業・鉱業	従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
	農林水産業	従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
業務その他部門		従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
家庭部門		人口	みやこ町の将来推計人口 ※みやこ町人口ビジョンより
運輸部門	自動車	自動車保有台数	2013～2020 年度の台数を用いたトレンド推計
	鉄道	営業キロ数	現状維持（2020 年度の値）
廃棄物部門		人口	みやこ町の将来推計人口 ※みやこ町人口ビジョンより

(2) 計画策定の経緯

日 付	内 容
2023 年 12 月 19 日	第 1 回みやこ町環境保全審議会 (計画書案の審議)
2024 年 1 月 11 日	第 2 回みやこ町環境保全審議会 (計画書案の審議)
2024 年 1 月	みやこ町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

(3) みやこ町環境保全条例

平成18年3月20日

条例第149号

(目的)

第1条 この条例は、町の自然環境、生活環境の保全及び環境美化の促進を図り、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に努めることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、この条例の目的を達成するため、環境保全思想の普及に努めるとともに必要な施策を講じ、良好な環境の保全及び総合的な環境美化の促進に努めなければならない。

(町民の責務)

第3条 町民は、良好な環境が適正に保全されるよう、及び環境美化の促進を図るため自ら努めるとともに、町が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動において良好な環境が適正に保全されるよう、及び環境美化の促進を図るため自ら努めるとともに、町が実施する環境保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、関係住民との紛争が生じないように良好な自然環境を確保するため、最善の努力をしなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者又は占有者は、土地内に散乱する空き缶及び空きビン等を適正に処理、清掃を行い、町の環境美化に協力しなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その土地への廃棄物の不法投棄を未然に防止するための措置を講じる等、その管理に努めなければならない。

(河川等の保護)

第6条 何人も河川、水路、ため池、道路その他公有地及び私有地に空き缶、空きビンその他廃棄物を投棄し、又は汚してはならない。

(産業廃棄物処理施設設置事業計画書提出の報告等)

第7条 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)第6条に基づき、事業計画書を提出した者は、環境の保全を図るとともに関係住民との紛争が生じないように、事業計画書提出後7日以内に、町長へ報告することとする。

2 町長は、紛争の予防及び調整が、必要と認めるときは、みやこ町環境保全審議会の意見を聴くことができる。

(開発行為の届出)

第8条 開発行為をしようとする者は、環境の保全と確保を図るとともに、あらかじめ紛争を防止するため、町長に届け出なければならない(自然公園法(昭和32年法律第161号)及び福岡県立自然公園条例(昭和38年福岡県条例第25号)により指定を受けているものを除く。)。ただし、次に掲げるもののうち、町長が必要と認めるもの以外は届出を要しない。

(1) 国、県又は町が行う開発行為

(2) 火災、風水害その他非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

(3) 農林業として行う開発行為

2 町長は、前項の届出があったとき、又は必要があると認めるときはみやこ町環境保全審議会の意見を聴くことができる。

(指導)

第9条 町長は、前条第1項の届出があった場合において、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出に係る計画の変更を指導することができる。

2 町長は、前条第1項以外についても、指導することができる。ただし、第7条第1項を除く。

(勧告)

第10条 町長は、前条の指導に従わないときは、その者に対し期限を定めて、勧告することができる。

(公表)

第11条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(立入検査)

第12条 町長は、この条例の施行に関する調査について、必要に応じて町長の指名する者をして、立入調査をさせることができるものとする。

(審議会の設置)

第13条 環境の保全及び環境美化に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ審議するため、みやこ町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人で組織し、町長がこれを任命する。

3 審議会委員の任期は、2年とする。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第14条 町長は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により、審議会の意見を聴く場合、必要と認めるときは、あらかじめ事案を公衆の縦覧に供して町民及び関係者の意見を聴くことができる。

2 審議会は、町長から前条の諮問を受けた場合、必要と認めるときは、町長に対して前項の町民及び関係者の意見を聴くことを求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町環境保全条例(平成5年犀川町条例第2号)、勝山町環境美化に関する条例(平成5年勝山町条例第9号)又は豊津町環境美化に関する条例(平成5年豊津町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(4) みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例

令和4年12月28日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、みやこ町における美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境の保全及び形成を維持すると共に、再生可能エネルギー発電設備との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 みやこ町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る鉄柱等を除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。)を設置(設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。)し、維持管理を行う事業をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業(以下「事業」という。)を行う者及び行おうとする者をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う区域をいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 該当区 その区域に事業区域を含む行政区をいう。
- (6) 近隣関係者 該当区のほか、事業により生活環境等に一定の影響を受けることが想定される関係者及び団体をいう。
- (7) 土地所有者等 事業区域の全部又は一部について所有権その他の使用権原を有する者であって、事業を行う権原を与えた者又はその承継者をいう。

(適用事業)

第4条 この条例の規定は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上となる事業(建築物の屋根等に設置するものを除く。)を対象とする。

2 事業区域の面積については、既に設置した施設や他の設置計画が一団の連続した事業とみなされる場合は、その面積を合算する。

3 発電出力が10キロワットを超える事業(建築物の屋根等に設置するものを除く。)を対象とする。

(町の責務)

第5条 町は、第2条に規定する基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業の実施に当たっては、関係法令、みやこ町環境保全条例（平成18年みやこ町条例第149号）、この条例及び別に定める規則を遵守するとともに、地域の状況に応じた災害の発生を防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために次の措置を講じなければならない。

- (1) 事業の実施に伴う作業における災害の発生を防止に関する措置
- (2) 事業の設置物及び土地の区画形質の構造の安全性に関する措置
- (3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する措置
- (4) 事業を廃止した後において行う措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要があると認められる措置

(町民の責務)

第7条 町民は、第2条に規定する基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(届出)

第8条 事業者は、第4条に規定する事業を施行しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を届け出て、町長と協議しなければならない。ただし、同条第3項に規定する事業を施行しようとするとき、その事業区域の面積が1,000平方メートル未満である場合は、第5号及び第6号に規定する事項の届出を省略することができる。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業を行う位置及び計画を明らかにする図書
- (3) 事業区域及びその周辺の状況を示す写真
- (4) 事業に係る設計又は施工方法を明らかにする図書
- (5) 該当区への説明会に係る報告書
- (6) 近隣関係者への説明に係る報告書
- (7) 法令による許認可等を受けている場合は、その許可書の写し

(該当区及び近隣関係者への説明等)

第9条 事業者は、前条の規定による届出を行う前に、該当区及び近隣関係者（以下「関係者」という。）に対して、同条第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の計画等について説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の説明会により、関係者の理解を得るように努めるものとする。ただし、関係者が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

(諮問)

第10条 町長は、第8条の規定による協議に当たっては、必要に応じてみやこ町環境保全審議会（みやこ町環境保全審議会条例（平成18年みやこ町条例第150号）に規定する審議会をいう。）に諮問するものとする。

(協議の終了の通知)

第11条 町長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。

2 町長は、必要に応じて、前項に規定する通知に意見を付すものとする。

(事業の着手の届出)

第12条 事業者は、前条の協議の終了の通知後、事業に着手した場合は、直ちに町長に届け出なければ

ばならない。また、事業を中止し、又は再開する場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業の設置完了の届出)

第13条 事業者は、事業における設置が完了したときは、速やかに工事の完了を町長に届け出なければならない。

(事業の変更等)

第14条 事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て、変更する事項について町長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による変更の届出を行う前に、関係者に対して、事業内容の変更等について説明会を開催しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(廃止の届出)

第15条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、事業者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地位の承継)

第16条 事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。また、当該地位を承継した者は、事業者の責務を引き継がなければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第17条 土地所有者等は、事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければならない。

(維持管理)

第18条 事業者は、事業を実施する間、災害の発生を防止し、又は生活環境の保全に支障が生じることが無く、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるように維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により再生可能エネルギー発電設備及び事業区域が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合には、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置を講じるとともに、町長に報告しなければならない。

(報告の徴取及び立入調査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言、指導又は勧告を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定による助言、指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を速やかに町長に

報告しなければならない。

(公表)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を公表することができる。

(1) 正当な理由なく第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由なく第11条の規定による通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 正当な理由なく第20条第1項の規定による助言、指導又は勧告に応じないとき。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者はその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事業に着手する再生可能エネルギー発電設備設置事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず既に再生可能エネルギー発電設備を設置している場合であっても、施行日より90日前までに事業に着手している場合は、この条例の規定を満たしたものとみなして第4条に該当する全ての事業について第15条から第21条までの規定を適用する。

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業である令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されたものである。

みやこ町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

2024年1月

〒824-0892
福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地
みやこ町 住民課 生活環境係
TEL:0930-32-2511(代表)
FAX:0930-32-4563
<https://www.town.miyako.lg.jp/>

(編集・協力) 一般財団法人 九州環境管理協会